# ★三菱化学メディエンス INFORMATION

診断検査事業 Vol.08-13 H-02 発行 平成 20年 4月

📩 当案内及び過去に発行した案内は弊社ウェブサイト(http://www.medience.co.jp/)よりPDF形式にてダウンロードできます。

## 検体検査料等の改正に伴うお知らせ

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のお引き立てをいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、先般の厚生労働省告示にて既にご存知の通り、平成20年4月1日より診 療報酬点数が改正されました。

つきましては、ここに「改正診療報酬点数表」より検体検査に係る部分を抜粋しご案内致しますので、宜しくご総覧方々ご活用賜れば幸甚に存じます。

敬具

## 検体検査料

I	区分	検査項目名	垒	IB.	注
ı			991	I IH I	/ <u>T</u>

## ☑ 尿・糞便等検査

D000 尿中一般物質定性半定量検査			
尿中一般物質定性半定量検査	(26)	(28)	*1.2
(注)当該保険医療機関内で検査を行った場合に	算定する。	,	*3

D00	1 尿中特殊物質定性定量検査			
			,	
1	蛋白定量		7	
2	VMA定性	9		
	B-J蛋白定性	9	10	
	糖定量	9	10	
3	ポルフィリン定性	10	11	
	アミラーゼ定性半定量	10	11	
4	ビリルビン定量	12	14	
5	胃酸度測定	1	5	
6	ウロビリン定量	1	6	
	ウロビリノーゲン定量	1	6	
	先天性代謝異常症の尿スクリーニングテスト	1	6	*4
	5圧測定 16			
7	ポルフィリン症スクリーニングテスト	1	7	*5
8	N-アセチルグルコサミニダーゼ(NAG)	41	38	
9	アルブミン定性	49	55	
10	黄体形成ホルモン (LH)定性	72	75	
	線維素分解産物 (FDP) 測定	72	75	
11	マイクロトランスフェリン精密測定(尿中)	115	120	*6
	ウロポルフィリン定量	115	120	
	アルブミン定量精密測定	115	120	*6
	デルタアミノレブリン酸定量	115	120	
	ポリアミン	115	120	
12	ミオイノシトール定量	120	新設	*7
13	コプロポルフィリン定量	15	50	
14	ポルフォビリノーゲン定量	20	00	
15	IV型コラーゲン定量精密測定	2.	10	*6
16	尿の蛋白免疫学的検査			
	区分番号D015に掲げる血漿蛋白免疫学的検査の例に。	 より算定し	 ノた点数	
17	その他			*8.9
	検査の種類の別により区分番号D007に掲げる血	 液化学検	査又は	
	区分番号D008に掲げる内分泌学的検査、区分番号	号D009に	掲げる	
	腫瘍マーカー若しくは区分番号D010に掲げる特	殊分析の	例によ	
	り算定した点数			
	(注)区分番号D007に掲げる血液化学検査又は[	区分番号	D00812	
	掲げる内分泌学的検査、区分番号D009に掲げる			
	しくは区分番号D010に掲げる特殊分析の所定点			
	合は、当該基準の注についても同様に準用する	ものとす	る。	

D002	2					
	尿沈渣顕微鏡検査	(25)	(23)	*10·11		
(注1) 同一検体について当該検査と区分番号D017に掲げる排泄物、滲出物又は分泌物の細菌顕微鏡検査を併せて行った場合は、主た						
る検査の所定点数のみ算定する。						
(注2)	当該保険医療機関内で検査を行った場合に算定す	する。				
(注3)	染色標本による検査を行った場合は、9点を加算	<b>する。</b>				

D002	2-2 <b>フローサイトメトリー法による尿</b>	中有形	成分定	測定		
L	フローサイトメトリー法による尿中有形成分定量測定	30	28	* 13		
(注1) 同一検体について当該検査と区分番号 D017に掲げる排泄物、滲						
	出物又は分泌物の細菌顕微鏡検査を併せて行っ	た場合に	は、主た			
L	る検査の所定点数のみ算定する。					
(注2)	当該保険医療機関内で検査を行った場合に算定	する。				

[	D003 <b>糞便検査</b>			
	1	潜血反応検査	9	*14

区分	検査項目名	新	旧	注
2	虫卵検査(集卵法)	1	5	
-	ウロビリン定量	15	16	
	ウロビリノーゲン定量	15	16	
3	塗抹顕微鏡検査(虫卵、脂肪、消化状況観察を含む。)	) 2	0	*15
4	虫体検出	2	3	
5	脂質定量	25	28	
6	ヘモグロビン定性	37	38	*14
7	虫卵培養検査	40	42	
8	ヘモグロビン定量	42	48	*14
9	ヘモグロビン及びトランスフェリン	60	75	
10	キモトリプシン	80	130	
D004				
1	ヒューナー検査	20	26	
2	胃液又は十二指腸液一般検査	55	60	*16
3	髓液一般検査	6	5	*17
4	精液一般検査	7	0	*18
5	頸管粘液検査	7	5	*19
6	子宮頸管粘液中顆粒球エラスターゼ	10	00	*20
7	子宮頸管粘液中顆粒球エラスターゼ精密測定	135	140	*21
8	膣分泌液中乳酸脱水素酵素 (LDH)半定量	17	70	*22
9	マイクロバブルテスト	200	新設	*23
10	関節液中コンドロカルシン	300	340	*24
11	羊水中肺サーファクタントアポ蛋白(SP-A)	38	30	*25
12	lgGインデックス	460	500	*26
13	髄液オリゴクローナルバンド測定	560	600	*26
14	髓液MBP	620	600	*26
15	悪性腫瘍遺伝子検査	2,0	000	*27-28
16	抗悪性腫瘍剤感受性試験(HDRA法又はCD-DST法)	2,000	新設	*29
17	<ul><li>髄液蛋白免疫学的検査</li><li>区分番号D015に掲げる血漿蛋白免疫学的検査のた点数</li></ul>		 )算定し	
18	髓液塗抹染色標本検査			
	区分番号D017に掲げる排泄物、滲出物又は分泌	物の細菌	 萄顕微鏡	
	検査の例により算定した点数			
19	その他			*30
	検査の種類の別により区分番号D007に掲げる血区分番号D008に掲げる内分泌学的検査、区分番腫瘍マーカー若しくは区分番号D010に掲げる特け算定した点数。	号D0091	こ掲げる	
	(注)区分番号D007に掲げる血液化学検査又は 掲げる内分泌学的検査、区分番号D009に掲げる しくは区分番号D010に掲げる特殊分析の所定 場合は、当該区分の注についても同様に準用する	腫瘍マ- 点数を準	-カー若 E用した	

## 血液学的検査

D005	5 血液形態・機能検査			
1	赤血球沈降速度測定	(9)	(10)	
	(注) 当該保険医療機関内で検査を行った場合に	算定する		*31
2	網赤血球数	12	13	
3	血液浸透圧測定	15	16	
	鼻汁喀痰中好酸球検査	15	16	
4	好酸球数	1	17	
5	末梢血液像	18	19	*32.33
	(注)特殊染色を併せて行った場合は、特殊染色 27点を加算する。	ごとにそ	れぞれ	*34
6	末梢血液一般検査	22	23	*35
7	血中微生物検査	40	38	
8	赤血球抵抗試験	45	44	*36
9	自己溶血試験	50		
	血液粘稠度測定	50	55	
	ヘモグロビンA <sub>1C</sub> (HbA <sub>1C</sub> )	50	55	*37

<b>应</b> 刀	伏旦块白石	क्र।	IH	工
10	Λ エグロビンE ( UbE )		0	
10	ヘモグロビンF(HbF)		0	
11	動的赤血球膜物性検査		30	
12	デオキシチミジンキナーゼ(TK)活性精密測定	240	250	*38
13	ターミナルデオキシヌクレオチジル	250	270	* 39
	トランスフェラーゼ( TdT )精密測定			
14	骨髄像 	500	430	*33
	(注)特殊染色を併せて行った場合は、特殊染色	ごとにそ	・れぞれ	*34
	40点を加算する。			
15	モノクローナル抗体法による	1,000	1,050	* 40
	造血器悪性腫瘍細胞検査(一連につき)			
D006				
1	出血時間測定	1	5	* 41
'	プロトロンビン時間測定		5	41
0			$\overline{}$	
2	凝固時間測定	18	19	
3	血餅収縮能	19	22	
	毛細血管抵抗試験	19	22	
4	フィブリノーゲン定量	2	3	
	クリオフィブリノーゲン検査	23	24	
5	トロンビン時間測定	25	23	
6	蛇毒試験	28	32	
	トロンボエラストグラフ	28	34	
7	ヘパリン抵抗試験	2	9	
	活性化部分トロンボプラスチン時間測定	2	9	
	複合凝固因子検査	2	9	*42
8	血小板凝集能	50	75	*43
9	血小板粘着能		5	
10	アンチトロンビンⅢ	70	75	
11	線維素分解産物 (FDP) 測定	80	75	
11	プラスミン			
		80	85	
	全血凝固溶解時間測定(Ratnoff法等)	80	85	
	血清全プラスミン測定法(血清SK活性化プラスミン値)	80	85	
	プラスミン活性値測定検査	80	95	
	-アンチトリプシン	80	95	
12	フィブリンモノマー複合体定性	100	75	
	プラスミノーゲン	100	120	
13	フィブリノーゲン分解産物精密測定	120	150	* 44
14	D-Dダイマー定性	140	130	
	<sub>2</sub> -マクログロブリン	14	10	
	アンチプラスミン	14	10	
	フォン・ウィルブランド因子	140	150	
15	PIVKA II	15	50	*45
	D-Dダイマー定量	15	50	
16	凝固因子インヒビター	160	170	* 46
	第Ⅷ因子樣抗原	160	170	* 47
17	プロテインS精密測定		70	.,
.,	2-プラスミンインヒビター・プラスミン複合体		70	
18	血小板第4因子(PF4)精密測定		30	
10				
40	- トロンボグロブリン精密測定		30	
19	トロンビン・アンチトロンビンⅢ複合体(TAT)精密測定		00	
	プロトロンビンフラグメントF1 + 2精密測定	200	210	
20	トロンボモジュリン精密測定	215	230	*48
21	フィブリンモノマー複合体定量	24	10	*49
	凝固因子(II、V、VII、VIII、IX、X、X I、X II、X III)	24	10	
22	プロテインC	26	60	
	tPA・PAI-1複合体	260	270	
	1 1111 111			
23	フィブリノペプタイド精密測定	300	340	

イ 3項目又は4項目:530点

口 5項目以上:750点

530

550

770

区分

検査項目名

	新	旧	注	区分	検査項目名	新	旧	注
	6	0		D006	i-2 血液細胞核酸増幅同定検査			
	13	30			血液細胞核酸增幅同定検査	2,0	000	*28.50
	240	250	*38		(造血器腫瘍核酸増幅同定検査)	, ,		
250 270 *39 (注)別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合 して地方社会保険事44務局長に届け出た保険医療								
	500	430	*33		行われる場合に算定する。			
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		*34	D006	i-3 Major bcr-abl mRNA <b>核酸增</b> l	幅精密	測定		
	1,000	1,050	*40		Major bcr-abl mRNA核酸増幅精密測定	1,2	200	*52
				D006	i-4 遺伝子病学的検査			
					遺伝子病学的検査	2,0	000	*51.53
15 *41		* 41		- * - 4.4.4				
15			D006	3-5 <b>染色体検査</b>				
	18	19			染色体検査(全ての費用を含む)	2,0	000	*54
	19	22			(注)分染法を行った場合、400点を加算する。			*55
	19	22		D000	2.2 名点明本連仁フェ推式			
	2	2		D006	-6 免疫関連遺伝子再構成			

2,400

2,000 新設

\*56

\*57

## WT1mRNA定量 **生化学的検査(Ⅰ)**

免疫関連遺伝子再構成

D006-7 WT1mRNA定量

D007	<b>)</b> 血液化学検査		
1	総ビリルビン	11	*58
	直接ビリルビン	11	*58
	総蛋白	11	*65
	アルブミン	11	*65
	尿素窒素 (BUN)	11	
	クレアチニン	11	
	尿酸	11	
	アルカリフォスファターゼ	11	
	コリンエステラーゼ(ChE)	11	
	-グルタミールトランスペプチダ-ゼ( -GTP)	11	
	中性脂肪	11	
	Na及びCl	11	* 59
	К	11	
	Ca	11	*60
	Mg	11	
	膠質反応	11	*61
	クレアチン	11	
	グルコース	11	
	乳酸脱水素酵素 (LDH)	11	
	酸性フォスファターゼ	11	
	エステル型コレステロール	11	
	アミラーゼ	11	
	ロイシンアミノペプチダーゼ(LAP)	11	
	クレアチン・フォスフォキナーゼ (CPK)	11	
	アルドラーゼ	11	
	遊離コレステロール	11	
	鉄	11	*62
	試験紙法・アンプル法・固定化酵素電極による 血中ケトン体・糖・クロール検査	11	
2	リン脂質	15	
3	遊離脂肪酸	16	
4	HDL-コレステロール	17	*63
	前立腺酸性フォスファターゼ	17	

区分	検査項目名	新	旧	注
4	P及びHPO4	1	7	*64
	総コレステロール	1	7	*63
	グルタミック・オキサロアセティック・トランス	1	7	
	アミナーゼ(GOT)			
	グルタミック・ピルビック・トランスアミナーゼ(GPT)	1	7	
5	LDL-コレステロール	18	19	*63
	蛋白分画測定	18	19	* 65
6	Cu	24	25	
	リパーゼ	24	25	
7	イオン化カルシウム	2	27	*60
	マンガン	27	29	* 66
8	ムコ蛋白	30	32	
9	ケトン体	32	34	* 67
	アデノシンデアミナーゼ(ADA)	32	34	
10	グアナーゼ (GU)	35	38	
11	リポプロテイン	45	44	
12	有機モノカルボン酸定量	4	l8	* 68
	胆汁酸		18	*72
	アルカリフォスファターゼ・アイソザイム		l8	
	アミラーゼ・アイソザイム		.s 18	1
	-GTP・アイソザイム		l8	
	乳酸脱水素酵素・アイソザイム		l8	
	重炭酸塩	48	50	*70
13	アンモニア	50	55	70
10	リポ蛋白分画	50	55	
	GOT・アイソザイム	50	55	
14	CPK・アイソザイム		1	-
14			55	*37.7
45	グリコアルブミン	55	60	" 31° I
15	カタラーゼ		00	+ 07
	ケトン体分画	60	65	* 67
40	コレステロール分画	60	70	*72
16	レシチン・コレステロール・アシルトランス フェラーゼ( L-CAT )	70	75	
17	G-6-PDH定量	80	85	
17				-
	リポ蛋白分画精密測定	80	85	+ 07
	1,5-アンヒドロ-D-グルシトール (1,5AG)	80	85	* 37
	不飽和鉄結合能(UIBC)	80	85	*73
	グリココール酸	80	95	
18	総鉄結合能(TIBC)	85	95	*73
19	CPK・アイソザイム精密測定	90	95	*74
20	膵分泌性トリプシンインヒビター (PSTI)	100	110	*76
	乳酸脱水素酵素・アイソザイム1型	100	110	*77
	アポリポ蛋白	100	110	* 78
	シスチンアミノペプチダーゼ(CAP)	100	120	
	凝固因子インヒビター定性(クロスミキシング試験)	100	新設	* 75
21	ヘパリン	1	10	* 79
22	心筋トロポニンI精密測定	1:	20	* 81
	シアル化糖鎖抗原KL-6	1:	20	*80
	フェリチン	1:	20	
	アルコール	120	130	
	ペントシジン	120	130	* 82
	リポ蛋白 (a) 精密測定	120	140	* 83
_	イヌリン	120	新設	* 84
23	サーファクタントプロテインA(SP-A)	130	120	*80
	心筋トロポニンT	1;	30	* 81
	ガラクトース	1:	30	
	Al	1;	30	
	シスタチンC精密測定		30	*85•8

区分	検査項目名	新	旧	注
25	血液ガス分析	(1	50)	* 70• 86
20	(注)血液ガス分析は、当該保険医療機関内で行った場合に算定する。			*87
	Zn	1	50	
	ミオグロビン	1	50	
	ヒト心臓由来脂肪酸結合蛋白 (H-FABP)	1	50	*88
	P-Ⅲ-P精密測定	1	50	*89
	Ⅳ型コラーゲン精密測定	150	160	*89
	アルブミン非結合型ビリルビン	150	170	*90
	ピルビン酸キナーゼ (PK)	150	170	
26	アンギオテンシン I 転換酵素 (ACE)	160	170	
	Ⅳ型コラーゲン・7S精密測定	160	170	*89
	ビタミンB12定量精密測定	160	170	
27	葉酸精密測定	170	180	
28	アルカリフォスファターゼ・アイソザイム精密測定	19	90	*91
	アセトアミノフェン精密測定	190	200	*92
	膣分泌液中インスリン様成長因子結合蛋白1型(IGFBP-1	) 190	200	*93
	ヒアルロン酸	190	200	*95
	心室筋ミオシン軽鎖 1 精密測定	190	200	*94
29	レムナント様リポ蛋白 (RLP) コレステロール	200		*96
	トリプシン	200		*76
30	赤血球コプロポルフィリン定量	2	10	
	膵ホスホリパーゼA2(膵PLA2)精密測定	210	220	
31	リポ蛋白リパーゼ精密測定	23	30	*97
	肝細胞増殖因子 (HGF)	23	30	*98
	CKアイソフォーム	230	240	*99
	プロリルヒドロキシラーゼ ( PH ) 精密測定	230	240	*89
32	2,5-オリゴアデニル酸合成酵素活性精密測定	2	50	*100
	膣分泌液中 -フェトプロテイン	250	260	*101
33	赤血球プロトポルフィリン定量	28	30	
	ビタミンB <sub>2</sub>	280	290	
34	ビタミンB₁定量	290	240	
35	プロカルシトニン(PCT)	32	20	*102
36	ビタミンC定量精密測定	330	340	
37	1,25ジヒドロキシビタミンD3(1,25(OH)2D3)	400	360	*103
	生化学包括 (部分)			
	イ 5項目以上7項目以下	100	102	
	ロ 8項目又は9項目	109	111	
	八 10項目以上	129	130	
	(注)入院中の患者について算定した場合は、初	回に限り	20点を	*104
	加算する。			

## ■ 生化学的検査(Ⅱ)

D008				
1	ヒト絨毛性ゴナドトロピン( HCG )定性	5	5	* 105
2	11-ハイドロキシコルチコステロイド(11-OHCS)	6	0	
	17-ハイドロキシコルチコステロイド(17-OHCS)	60	65	
3	17-ケトステロイド( 17-KS )精密測定	70	75	
	ホモバニール酸(HVA)精密測定	70	80	
4	バニールマンデル酸(VMA)精密測定	90	100	
5	5-ハイドロキシインドール酢酸(5-HIAA)精密測定	9	5	
6	プロラクチン( PRL )	100	110	
7	トリヨードサイロニン( T₃ ) 精密測定	115	120	
	甲状腺刺激ホルモン(TSH)精密測定	115	120	
	レニン活性精密測定	115	120	* 106
	ガストリン精密測定	115	120	
	レニン定量精密測定	115	120	* 106
8	サイロキシン( T₄ ) 精密測定	12	20	
	インスリン( IRI ) 精密測定	12	20	

区分	検査項目名	新	旧	注	区分	
9	成長ホルモン(GH)精密測定	125	130		20	1
	卵胞刺激ホルモン (FSH)精密測定	125	130	_		Þ
	C-ペプタイド (CPR) 精密測定	125	130	* 107		F'-
	黄体形成ホルモン(LH)	125	130	* 108		
10	ヒト脳性ナトリウム利尿ペプチド(BNP)精密測定	14	40	* 109		
	サイロキシン結合能 (TBC)精密測定	140	150		Dage	
	遊離サイロキシン (FT4)精密測定	140	150		D009	}
	抗グルタミン酸デカルボキシラーゼ ( GAD )	140	150	*111	1	尿
	抗体価精密測定				2	癌
	遊離トリヨードサイロニン (FT₃) 精密測定	140	150			L
	コルチゾール精密測定	140	150			組
	アルドステロン精密測定	140	150			扁
	サイロキシン結合蛋白 (TBG)精密測定	140	150		3	D
	テストステロン精密測定	140	150			N
	サイログロブリン精密測定	140	150			С
	ヒト脳性ナトリウム利尿ペプチド前駆体N端	140	新設	*110	4	I
	フラグメント(NT - proBNP)				5	前
11	ヒト胎盤性ラクトーゲン(HPL)	1	50			Р
	ヒト絨毛性ゴナドトロピン定量(HCG定量)精密測定	1	50	*113	6	塩
	ヒト絨毛性ゴナドトロピン (HCG )分画	150	160	*112		C
	グルカゴン精密測定	150	160			C
	カルシトニン精密測定	150	160			C
12	I型コラーゲン架橋N-テロペプチド(NTx)精密測定	10	60	*114-115		S
13	オステオカルシン精密測定	1	70	*115•116		シ
	骨型アルカリフォスファターゼ(BAP)精密測定		70	*91		神
	尿中 クロスラプス精密測定		70	*117		Pl
	セクレチン精密測定	1	70		7	尿
	プロジェステロン精密測定		70			シ
	低単位ヒト絨毛性ゴナドトロピン(HCG)定量		70			C
	遊離テストステロン精密測定		70	-	8	シ
	クロスラブス精密測定	170	新設	*118		J
	低カルボキシル化オステオカルシン(ucOC)精密測定	170	新設	*119		В
14	サイクリックAMP(C-AMP)精密測定		30			I
	エストリオール (E <sub>3</sub> ) 精密測定		30	* 120		I
	エストロジェン	180	190	*120		SI
15	副甲状腺ホルモン関連蛋白C端フラグメント (C-PTHrP)精密測定	190	200	*121	9	血サ
	副甲状腺ホルモン( PTH )精密測定	190	200			ガ
	カテコールアミン分画精密測定	190	200		10	尿
	DHEA-S精密測定	190	200			C
16	尿中デオキシピリジノリン精密測定	200	190	*114-115		Al
	副甲状腺ホルモン関連蛋白(PTHrP)精密測定	20	00	* 121		C
	17-ケトジェニックステロイド( 17-KGS )精密測定	20	00			癌
	エストラジオール (E2) 精密測定	20	00	* 120	11	
17	副腎皮質刺激ホルモン(ACTH)精密測定	220	200			C
	17-ケトジェニックステロイド分画	2	20		12	厉
	(17-KGS分画)精密測定					( ŀ
	カテコールアミン精密測定	220	230		13	膵
	17-ケトステロイド分画( 17-KS分画 )精密測定	220	230		14	乳
	エリスロポエチン精密測定	220	230	* 123		乳
	17 -ヒドロキシプロジェステロン精密測定	220	230	* 124		Щ
	抗IA-2抗体精密測定	220	230	*122	15	1
	プレグナンジオール	220	230			( ;
18	メタネフリン精密測定	240	250	* 125		7
	ソマトメジンC精密測定	240	250	* 126		行
	ヒト心房性ナトリウム利尿ペプチド( HANP )精密測定	240	250			12
	メタネフリン分画精密測定	240	250		-	l'
	アルギニンバゾプレッシン精密測定	240	250			
		250	260			
19	ブレグナントリオール精密測定	250	200			

区分	検査項目名	新	旧	注
20	インスリン様成長因子結合蛋白3型(IGFBP-3)精密測定	280	290	*126
	内分泌包括(部分)			
	イ 3項目以上5項目以下	4	10	
	ロ 6項目又は7項目	6	30	
	八 8項目以上	9	00	
D009	9 腫瘍マーカー			
1	尿中BTA	80	70	* 127
2	癌胎児性抗原 ( CEA ) 精密測定	115	120	
	-フェトプロテイン(AFP)	115	120	
	組織ポリペプタイド抗原 (TPA)精密測定	115	120	
	扁平上皮癌関連抗原 (SCC抗原)精密測定	115	120	
3	DUPAN-2精密測定		30	
	NCC-ST-439精密測定		30	
	CA15-3精密測定		30	
4	エラスターゼ1精密測定	135	140	
5	前立腺酸性フォスファターゼ精密測定		40	
	PSA精密測定 <sup>佐甘州フー</sup> L プローノン ( DCD ) ** from 知ウ		40	*128
6	塩基性フェトプロテイン (BFP) 精密測定		50	
	CA19-9精密測定		50	
	CA72-4精密測定		50	
	CA-50精密測定		50	
	SPan-1抗原精密測定		50	
	シアリルTn抗原(STN)精密測定		50	
	神経特異エノラーゼ(NSE)精密測定		50	
7	PIVKA II 精密測定   尿中NMP22精密測定	150		*129
′	シアリルLe*-i (SLX) 抗原精密測定	160 160		129
	CA125精密測定		50 50	*130
8	シアリルLe <sup>x</sup> (CSLEX) 抗原精密測定		70	*134
O	フリーPSA / トータルPSA比精密測定		70	* 135
	BCA225精密測定		70	133
	□型プロコラーゲン-C-プロペプチド精密測定		70	* 131
	I型コラーゲンCテロペプチド精密測定		70	*132
	SP1精密測定	170	180	.02
	血清中抗p53抗体	170	新設	*133
9	サイトケラチン19フラグメント精密測定	18	30	*136
	ガストリン放出ペプチド前駆体( ProGRP )精密測定	18	30	*137
10	尿中遊離型フコース	19	90	*138•146
	CA602精密測定	19	90	*130
	AFPのレクチン反応性による分画比( AFP-L <sub>3</sub> % )	19	90	*139
	CA54/61精密測定	19	90	
	癌関連ガラクトース転移酵素 (GAT)精密測定	19	90	*140
11	-セミノプロテイン ( -Sm ) 精密測定	20	00	
	CA130精密測定	200	210	*130
12	尿中ヒト絨毛性ゴナドトロピン 分画コア定量	2	10	*141•146
	(HCG コア定量)精密測定			
13	膵癌胎児性抗原 (POA) 精密測定	220	230	
14	乳頭分泌液中CEA精密測定	320	310	*142•146
	乳頭分泌液中HER2タンパク測定	320	310	*143
		320	310	* 144• 146
	血清中HER2タンパク測定			
15	インターロイキン2受容体(IL-2R)精密測定	46	50	*145
15	インターロイキン2受容体(IL-2R)精密測定 (注)診療及び腫瘍マーカー以外の検査の結果から	46	易の患者	*145
15	インターロイキン2受容体(IL-2R)精密測定 (注)診療及び腫瘍マーカー以外の検査の結果からであることが強く疑われる者に対して、腫瘍マ	46 悪性腫症 ーカーの	易の患者 D検査を	*145
15	インターロイキン2受容体(IL-2R)精密測定 (注)診療及び腫瘍マーカー以外の検査の結果からであることが強く疑われる者に対して、腫瘍マ行った場合に、1回に限り算定する。ただし、区	46 悪性腫症 ーカーの 分番号B	易の患者 D検査を 001の3	*145
15	インターロイキン2受容体(IL-2R)精密測定 (注)診療及び腫瘍マーカー以外の検査の結果からであることが強く疑われる者に対して、腫瘍マ	46 悪性腫症 ーカーの 分番号B	易の患者 D検査を 001の3	*145
15	インターロイキン2受容体(IL-2R)精密測定 (注)診療及び腫瘍マーカー以外の検査の結果からであることが強く疑われる者に対して、腫瘍マ行った場合に、1回に限り算定する。ただし、区に掲げる悪性腫瘍特異物質治療管理料を算定しいては算定しない。	46 悪性腫症 ーカーの 分番号B	易の患者 D検査を 001の3	*145
15	インターロイキン2受容体(IL-2R)精密測定 (注)診療及び腫瘍マーカー以外の検査の結果からであることが強く疑われる者に対して、腫瘍マ行った場合に、1回に限り算定する。ただし、区に掲げる悪性腫瘍特異物質治療管理料を算定し	40 悪性腫症 ーカーの 分番号B ている!!	易の患者 D検査を 001の3	*145
15	インターロイキン2受容体(IL-2R)精密測定 (注)診療及び腫瘍マーカー以外の検査の結果からであることが強く疑われる者に対して、腫瘍マ行った場合に、1回に限り算定する。ただし、区に掲げる悪性腫瘍特異物質治療管理料を算定しいては算定しない。 腫瘍マーカー包括(部分)	46 悪性腫症 一カーの 分番号B ている原	易の患者 D検査を 001の3 見者につ	*145

区分	検査項目名	新	旧	注
D010				
1	尿中糖分析	40	42	
2	結石分析	12	20	
3	チロシン	200	210	* 147
4	総分岐鎖アミノ酸 / チロシンモル比	300		* 148
5	アミノ酸定量 イ 1種類につき	320		
	口 5種類以上	1,3	800	
6	アミノ酸分析 (定性)	350	370	
7	脂肪酸分画	450		
8	先天性代謝異常症検査	1,200		* 149
(注)当該保険医療機関内において、当検査を行った場合に患者 1人につき月1回に限り算定する。				

## **免疫学的検査**

D011	免疫血液学的検査			
1	ABO血液型	2	:1	
	Rh ( D ) 血液型	2	:1	
2	クームス試験 イ 直接	3	0	
	口間接	3	4	
3	Rh ( その他の因子 ) 血液型	16	60	* 150
4	赤血球不規則抗体検査	17	70	* 151
(注)第10部手術第7款の各区分に掲げる胸部手術、同部第8款の各区分に掲げる心・脈管手術、同部第9款の各区分に掲げる腹部手術 又は同部第12款の各区分に掲げる女性性器手術のうち区分番号 K898に掲げる帝王切開術等を行った場合に算定する。				
5	-D-Nアセチルガラクトサミニルトランスフェラーゼ 活性及び -D-ガラクトシルトランスフェラーゼ活性	200	210	
6	PAlgG(血小板関連lgG)	210	200	* 152
7	ABO血液型亜型	26	60	
8	抗血小板抗体検査	27	70	

7	ABO血液型亜型	260		
8	抗血小板抗体検査	27	70	
D04	0. 成为后名应当的检查			
D012		I		Ι.
1	梅毒脂質抗原使用検査(定性)		5	* 153
	抗ストレプトリジンO価(ASO価)		5	.
2	トキソプラズマ抗体価測定	2	7	.
3	抗ストレプトキナーゼ価(ASK価)	2	9	
4	TPHA試験(定性)	3	2	
	マイコプラズマ抗体価	3	2	
5	抗連鎖球菌多糖体抗体 (ASP)	3	4	
	梅毒脂質抗原使用検査 (定量)	3	4	* 153
6	TPHA試験 (定量)	5	5	
7	アデノウイルス抗原	6	0	* 155
	迅速ウレアーゼ試験	6	60	
8	ロタウイルス抗原	65		* 155
9	ヘリコバクター・ピロリ抗体	70	60	* 156
	クラミジア・ニューモニエIgG抗体価精密測定	7	0	* 170
10	クラミジア・ニューモニエIgA抗体価精密測定	7	5	* 170
11	クロストリジウム・ディフィシル抗原	80	70	
	ウイルス抗体価(1項目あたり)	80	75	* 157
	(注)同一検体についてウイルス抗体価の測定を 8項目を限度として算定する。	行った場	計は、	
	ヘリコバクター・ピロリ抗体精密測定	8	0	
	百日咳菌抗体価	8	0	
12	HTLV- I 抗体価	8	5	
13	トキソプラズマ抗体価精密測定	9	5	
	トキソプラズマIgM抗体価精密測定	9	95	
14	赤痢アメーバ抗体価	100	120	
	抗デオキシリボヌクレアーゼB価(ADNaseB)	100	130	
	抗溶連菌エステラーゼ抗体(ASE)	100	130	
15	抗抗酸菌抗体価精密測定	120	110	* 158
	HIV-1抗体価	12	20	*159•160

区分	検査項目名	新	旧	注
40	LIN / 4 O++//	400	400	+4F0 4M 4M
16	HIV-1,2抗体価	130	120	*159·160·161 * 162
17	A群 溶連菌迅速試験	140	130	
40	ノイラミニダーゼ	140	160	* 168
18	髄液又は尿中肺炎球菌抗原	150	140	
	髄液又は尿中ヘモフィルスインフルエンザb型抗原	150	140	1. 100
	インフルエンザウイルス抗原精密測定	150	140	* 163
	カンジダ抗原	150	140	* 164
	糞便中へリコバクター・ピロリ抗原	150	140	* 165
	RSウイルス抗原精密測定		50	* 166
	FTA-ABS試験		50	
19	D-アラビニトール		60	* 169
	抗クラミジア・ニューモニエIgM抗体価精密測定		60	* 170
20	大腸菌O157 LPS抗原精密測定	170	160	* 167
	クラミジア・トラコマチス抗原精密測定	1	70	* 171
	アスペルギルス抗原		70	* 172
21	淋菌同定精密検査	180	170	* 173
	大腸菌O157 LPS抗体	180	170	* 167
	単純ヘルペスウイルス特異抗原	180	170	* 174
	マイコプラズマ抗原精密測定(咽頭内)	180	190	
22	大腸菌抗原同定検査	19	90	* 175
	クリプトコックス・ネオフォルマンス抗原	19	90	
	HTLV- I抗体価精密測定	19	90	
23	ブルセラ凝集反応	210	200	
	アデノウイルス抗原精密測定	210	200	
	尿中肺炎球菌莢膜抗原	210	200	* 176
	抗アニサキスIgG・A抗体価精密測定	210	220	* 177
	レプトスピラ抗体価	210	220	* 178
24	ツツガムシ抗体価	220	210	
	グロブリンクラス別クラミジアトラコマチス	2	20	* 179
	抗体価精密測定			
	(1 3)D-グルカン	2	20	* 180
25	サイトメガロウイルス抗体価精密測定	2	30	* 181
	赤痢アメーバ抗体価精密測定	2:	30	
	グロブリンクラス別ウイルス抗体価精密測定		30	* 182
	(1項目あたり)		30	102
	(注)同一検体について、グロブリンクラス別ウ	L イルス打	 t体価精	
	密測定を行った場合は、2項目を限度として算定		OLT. IMITES	
26	尿中レジオネラ抗原	240	230	* 183
	上皮細胞中水痘ウイルス抗原精密測定	24	40	
27	エンドトキシン定量検査	270	280	* 102
	ボレリア・ブルグドルフェリ抗体価精密測定	270	280	
28	HIV-1抗体価精密測定		80	* 184
29	百日咳菌抗体価精密測定	300	280	107
23	日口吸風が中間相当別と	300	290	
				* 185
	ダニ特異IgG抗体価 ロイルフェリックス反応	300	310	
20	ワイルフェリックス反応	300	330	*186
30	HIV-2抗体価精密測定	380	370	*184
31	白血球中サイトメガロウイルスpp65抗原	410	400	*187
32	HTLV- I抗体価精密測定(ウエスタンブロット法)	450	440	* 188
33	HIV抗原精密測定	60	00	* 189
D013				
1	HBs抗原		.9	
2	HBs抗体価	3	32	
3	HBs抗原精密測定		)5	*190
	HBs抗体価精密測定	9	)5	
4	HBe抗原精密測定	1	10	

HBe抗体価精密測定

HCVコア蛋白質測定

5 HCV抗体価精密測定

110

120

120

\* 191

6	HBc抗体価	15	50	* 192
	IgM-HA抗体価精密測定	15	50	* 193
	HA抗体価精密測定	15	50	* 193
	IgM-HBc抗体価精密測定	15	50	* 192
	HCVコア抗体価精密測定	15	50	
7	HCV構造蛋白及び非構造蛋白抗体価	17	70	
8	HCV特異抗体価測定による群別判定		40	* 194
9	B型肝炎ウイルスコア関連抗原 (HBcrAg)定量	290	新設	* 195
10	デルタ肝炎ウイルス抗体価精密測定		30	
11	HCV特異抗体価精密測定	34	40	-
	肝炎ウイルス包括(部分)			
	イ 3項目		90 	-
	口 4項目		60 	-
	八 5項目以上	52	20	
D014	4 自己抗体検査			
1	寒冷凝集反応	11	12	
2	リウマトイド因子	30	32	* 198
3	甲状腺自己抗体検査	37	38	* 197
4	Donath-Landsteiner試験(寒冷溶血反応)	5	5	
5	LEFスト	7	0	
6	抗核抗体価(蛍光抗体法を除く。)	110	120	
	インスリン抗体精密測定	110	120	
7	抗ガラクトース欠損lgG抗体価	12	20	*196•1
	マトリックスメタロプロテイナーゼ-3( MMP-3 )	12	20	* 196
	精密測定			
	抗核抗体価 ( 蛍光抗体法 )	12	20	
8	抗Jo-1抗体	15	50	
	甲状腺自己抗体精密測定	15	50	
	抗甲状腺ペルオキシダーゼ抗体	15	50	* 199
	抗RNP抗体	15	50	
9	抗Sm抗体	170 170		
	抗SS-A/Ro抗体			
	抗SS-B/La抗体	17	70	
	抗Scl-70抗体	17	70	
	C <sub>1</sub> q結合免疫複合体精密測定	17	70	* 196
10	抗DNA抗体価	18	30	
11	抗セントロメア抗体精密測定	19	90	*200
12	モノクローナルRF結合免疫複合体精密測定	20	00	* 196
13	C₃d結合免疫複合体精密測定	2	10	* 196
	IgG型リウマチ因子精密測定	2	10	* 196
	抗シトルリン化ペプチド抗体精密測定	210	新設	*201
14	抗ミトコンドリア抗体精密測定		30	
	抗カルジオリピン 2グリコプロテインI	23	30	*203
	(抗CL <sub>2</sub> GPI) 複合体抗体	~	20	* 000
15	抗LKM-1抗体精密測定		30	* 202
15	抗カルジオリピン抗体精密測定 TSHレセプター抗体精密測定		50 50	* 203
16	加清中抗デスモグレイン3抗体		50 70	* 20 <sup>2</sup>
10	血清中抗アスモグレイン355体 血清中抗BP180NC16a抗体	270	新設	* 206
17				*207
17	ループスアンチコアグラント 細胞質性抗好中球細胞質抗体価		90 90	207
	抗好中球細胞質ミエロペルオキシダーゼ		90 90	* 208
	が対すが細胞質ミエロバルオインターと (MPO-ANCA)	۷:		200
	抗糸球体基底膜抗体精密測定	20	90	*209
18	血清中抗デスモグレイン1抗体		00	*210
19	TSH刺激性レセプター抗体 (TSAb) 精密測定	350	330	*204
20	抗GM1IgG抗体	460	新設	*211
20	抗GQ1blgG抗体	460	新設	*212
21	抗アセチルコリンレセプター抗体価	900	940	*213
	」、、 こ、//コンノレビノノ が件画	500	J-0	

区分

検査項目名

新

旧

注

区分	検査項目名	新	旧	注
22	グルタミン受容体自己抗体	1,000	新設	*214
	自己抗体包括(部分)			
	イ 2項目	32	20	
	口 3項目以上	49	90	
D015				
1	C反応性蛋白 (CRP) 定性	16	17	
	C反応性蛋白 ( CRP ) 定量	16	17	
2	赤血球コプロポルフィリン定性	3	0	
	G-6-Pase	3	0	
3	G-6-PDH定性	34		
	赤血球プロトポルフィリン定性	34		
4	血清補体価 ( CH <sub>so</sub> )	38		
	免疫グロブリン	3	8	*215
5	クリオグロブリン	4	2	
6	血清アミロイドA (SAA)蛋白精密測定	4	8	*216
7	トランスフェリン	6	0	
8	補体蛋白(C3)	70	75	*217
	補体蛋白(C4)	70	75	*217
9	セルロプラスミン	90	95	
10	非特異的IgE	100	110	
11	特異的IgE	110		
	(注)特異的IgE検査は、特異抗原の種類ごとに用			
	る。ただし、患者から1回に採取した血液を用し場合は、1,430点を限度として算定する。	て検査を	を行った	
12	₂-マイクログロブリン ( ₂-m)	115	120	
	プレアルブミン	115	120	
13	レチノール結合蛋白 (RBP)	14	10	
14	-マイクログロブリン	15	50	
1	11 -2 1 - 12 1 - 12 1 - 1 - 12 1 - 1 - 1			

150

180

200

200

210

220

240

290

340

420 410

160

170 180

170

\*218

\*219

\*220

\*93.221

\*222

\*223

\*224

D016	。 細胞機能検査			
1	表面免疫グロブリン測定検査(一連につき)	17	70	
2	顆粒球機能検査(種目数にかかわらず一連につき)	20	00	*226
3	フローサイトメトリー法によるT細胞・B細胞百分率検査	2	10	
4	モノクローナル抗体法によるT細胞サブセット 検査(一連につき)	220		*227
	顆粒球スクリーニング検査 (種目数にかかわらず一連につき)	220	230	*225
5	フローサイトメトリーのTwo-color分析法による 赤血球検査	29	90	*228
	リンパ球幼若化検査 (一連につき)	29	90	*229

ハプトグロビン (型補正を含む)

16 アレルゲン刺激性遊離ヒスタミン(HRT)測定

19 頸管膣分泌液中癌胎児性フィブロネクチン

21 免疫電気泳動法(同一検体に対し一連につき)

24 結核菌特異蛋白刺激性遊離インターフェロン- 測定

C。プロアクチベータ

17 ヘモペキシン

血中APRスコア

20 尿蛋白免疫電気泳動

22 C<sub>1</sub>インアクチベータ

23 免疫グロブリンL鎖 / 比

アトピー鑑別試験

15

18

## 微生物学的検査

D017	タ 排泄物、滲出物又は分泌物の細	菌顕微	鏡検査	Ĭ
1	蛍光顕微鏡、位相差顕微鏡、暗視野装置等を 使用するもの	32	29	*230
2	保温装置使用アメーバ検査	45	38	*230
3	その他のもの	25	17	*230

区分	検査項目名	新	旧	注
D018	────────────────────────────────────			
1	口腔、気道又は呼吸器からの検体	130	120	*231
	消化管からの検体	130	120	*231
2	血液又は穿刺液	130	120	*231
3	泌尿器又は生殖器からの検体	120	110	*231
4	その他の部位からの検体	110	95	*231
5	簡易培養検査	55	50	*231-232
F	(注)1から5については、同一検体について一	般培養と	併せて	
	嫌気性培養を行った場合は、70点( 65点)を	加算する	0	
D019	9 細菌薬剤感受性検査			
1	1菌種	130	110	*233
2	2菌種	170	150	*233
3	3菌種以上	220	200	*233
		220	200	200
D019	9-2 酵母樣真菌薬剤感受性検査			
	酵母樣真菌薬剤感受性検査	120	110	*234
Door				
1		1F0	120	* 235
2	抗酸菌分離培養検査1	150	130	* 235
	抗酸菌分離培養検査2	140	120	^ 235
D021	│ 抗酸菌同定検査			
	抗酸菌同定検査(種目数にかかわらず1連につき)	280	240	*236
D.0.00			·	
D022				
1	3薬剤以下	200	190	*237
2	4薬剤以上	230	210	*237
D023				
1	白血球中細菌核酸同定検査(1菌種あたり)	1;	30	
2	淋菌核酸同定検査	2	10	*239
	クラミジアトラコマチス核酸同定検査	2	10	*240
3	HBV核酸定量検査	29	90	* 241
4	淋菌及びクラミジアトラコマチス同時核酸増幅	30	00	*242
	同定精密検査			
5	DNAポリメラーゼ	310	330	
6	HCV核酸同定検査	36	50	*243
7	抗酸菌群核酸同定精密検査	410	380	*244
	結核菌群核酸増幅同定検査	410	400	* 245
8	マイコバクテリウムアビウム・イントラセルラー核酸同定精密検査	430	420	*246
9	HCV核酸定量検査	450	440	* 247
9	血清中のHBVプレコア変異及びコアプロモーター		50	* 248
	変異遺伝子同定検査		50	240
	ブドウ球菌メチシリン耐性遺伝子同定検査	450	470	*249
	SARSコロナウイルス核酸増幅検査	450	480	*250
10	HIV-1核酸定量検査	520	510	* 251
	(注)検体の超遠心による濃縮前処理を加えて	行った	場合は、	
	130点を加算する。			
11	結核菌群リファンピシン耐性遺伝子同定検査	55	50	* 252
12	HIV-ジェノタイプ薬剤耐性検査	60	00	*253
D023	3-2 その他の微生物学的検査			
1	黄色ブドウ球菌ペニシリン結合蛋白2 (PBP2')	5	5	* 254
2	尿素呼気試験	70	60	* 255
3	腸炎ビブリオ菌耐熱性溶血毒(TDH)検査	150	160	* 256
4	大腸菌ベロトキシン検出検査	200	190	* 257
D024	1 動物使用検査			
	動物使用検査	1	70	* 258

(注)使用した動物の費用として動物の購入価格を10円で除して

得た点数を加算する。

区分	検査項目名	新	旧	注

#### ■ 基本的検体検査実施料

D025 基本的検体検査実施料(1日につき)				
1	入院の日から起算して4週間以内の期間	140	*259 260 261	
2	入院の日から起算して4週間を超えた期間	110	*259-260-261	
(注1) 特定機能病院である保険医療機関において、入院中の患者に対して行った検体検査について算定する。				

- (注2) 次に掲げる検体検査の費用は所定点数に含まれるものとする。
  - イ 尿中一般物質定性半定量検査
  - 口 尿中特殊物質定性定量検査
  - 八 尿沈渣顕微鏡検査
  - 二 糞便検査
  - ホ 穿刺液・採取液検査
  - へ 血液形態・機能検査
  - ト 出血・凝固検査
  - チ 血液細胞核酸増幅同定検査(造血器腫瘍核酸増幅同定検査)
  - リ 血液化学検査
  - ヌ 免疫血液学的検査

ABO血液型及びRh(D)血液型

ル 感染症免疫学的検査

梅毒脂質抗原使用検査(定性) 抗ストレプトリジン〇価(ASO価) トキソプラズマ抗体価測定、梅毒脂質抗原使用検査(定量) TPHA試験(定性)及びHIV-1抗体価

ヲ 肝炎ウイルス関連検査

HBs抗原、HBs抗体価、HBs抗原精密測定、HBs抗体価精密測定、HCV抗体価精密測定及びHCV構造蛋白及び非構造蛋白抗体価

- ワ 自己抗体検査
  - 寒冷凝集反応、及びリウマイド因子
- 力 血漿蛋白免疫学的検査

C反応性蛋白(CRP)定性、C反応性蛋白(CRP)定量、 血清補体価(CHso)及び免疫グロブリン

ヨ 微生物学的検査

(注3) 療養病棟、結核病棟又は精神病棟に入院している患者及び第1章 第2部第2節に規定するHIV感染者療養環境特別加算、二類感 染症患者療養環境特別加算若しくは重症者等療養環境特別加算 又は同部第3節に規定する特定入院料を算定している患者につ いて適用しない。

#### 検体検査判断料

D026 検体検査判断料			
1	尿・糞便等検査判断料	3	4
2	血液学的検査判断料	125	135
3	生化学的検査( I ) 判断料	144	155
4	生化学的検査(Ⅱ)判断料	144	135
5	免疫学的検査判断料	14	14
6	微生物学的検査判断料	15	50
	14 (1 14 ± 1/1000 1/11 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		

- (注1) 検体検査判断料は当該する検体検査の種類又は回数にかかわらずそれぞれ月1回に限り算定できるものとする。ただし、区分番号D027に掲げる基本的検体検査判断料を算定する患者については、尿・糞便等検査判断料、血液学的検査判断料、生化学的検査(I)判断料、免疫学的検査判断料及び微生物学的検査判断料は別に算定しない。
- (注2) 注1の規定にかかわらず、区分番号D000に掲げる尿中一般 物質 定性半定量検査の所定点数を算定した場合にあっては、当該検査 については尿・糞便等検査判断料は算定しない。
- (注3) 別に厚生労働大臣が定める検体検査管理に関する施設基準に適合しているものとして地方社会保険事務局長に届け出た保険医療機関において検体検査を行った場合には、当該基準に係わる区分に従い、患者(検体検査管理加算(Ⅱ)及び検体検査管理加算(Ⅲ)については入院中の患者に限る。)1人につき月1回に限り、次に掲げる点数を所定点数に加算する。ただし、検体検査管理加算(Ⅲ)を算定した場合には、検体検査管理加算(Ⅱ)を算定した場合には、検体検査管理加算(Ⅱ)と算定した場合には、検体検査管理加算(Ⅱ)と算定した場合には、検体検査管理加算(Ⅱ)と算定した場合には、検体検査管理加算(Ⅱ)と算定した場合には、検体検査管理加算(Ⅱ)と算定した場合には、検体検査管理加算(Ⅱ)と算定した場合には、検体検査管理加算(Ⅱ)は算定しない。
  - イ 検体検査管理加算(I) 40点
  - 口 検体検査管理加算(Ⅱ) 100点
  - 八 検体検査管理加算(Ⅲ) 300点

区分 検査項目名 新 旧 注

(注4) 別に厚生労働大臣が定める検体検査管理に関する施設基準に適合しているものとして地方社会保険事務局長に届け出た保険医療機関において、区分番号D006-4に掲げる遺伝病学的検査を実施し、その結果について患者又はその家族に対し遺伝カウンセリングを行った場合には、患者1人につき月1回に限り、所定点数に500点を加算する。

#### D027 基本的検体検査判断料

基本的検体検査判断料

630

- (注1) 特定機能病院である保険医療機関において、尿・糞便等検査、血液学的検査、生化学的検査(I)免疫学的検査又は微生物学的検査の各項に掲げる検体検査を入院中の患者に対して行った場合に、当該検体検査の種類又は回数にかかわらず月1回に限り算定できるものとする。
- (注2) 区分番号D0026に掲げる検体検査判断料の注3に規定する施設基準に適合するものとして届出を行った保険医療機関(特定機院に限る。)において、検体検査を行った場合には、当該基準に係る区分に従い、患者1人につき月1回に限り、同注3に掲げる点数を所定点数に加算する。ただし、検体検査管理加算(II)を算定した場合には、検体検管理加算(I)又は検体検査管理加算(II)は算定せず、検体検査管理加算(II)を算定した場合には、検体検査管理加算(II)と算定した場合には、検体検査管理加算(II)と算定した場合には、検体検査管理加算(II)と算定しない。

#### 病理学的検査

N000 病理組織標本作製			
	病理組織標本作製 (1臓器につき)	880	*262
(注1)	病理組織標本作製に当たって、3臓器以上の検査	を行った場合は、	
3臓器を限度として算定する。			
(注2)	リンパ節については、所属リンパ節ごとに1臓器と	して数える。	

# N001 電子顕微鏡病理組織標本作製 電子顕微鏡病理組織標本作製 (1臓器につき) 2,000 \*263

N002 免疫染色(免疫抗体法)病理組織標本作製				
1	エストロジェンレセプター	720	*264-265	
			•266	
2	プロジェステロンレセプター(PgR)	690	*264*265	
			•266	
3	HER2タンパク	690	* 267	
4	その他 ( 1臓器につき )	350		
	(注)1及び2の病理組織標本作製を同一月に実施	した場合には、		
	主たる病理組織煙木作制の所定占数に180占加管	<b>i</b> すス		

NC	003	。		
		術中迅速病理組織標本作製(1手術につき)	1,990	*268
		(注)テレパソロジーによる術中迅速病理組織標	本作製を行った	
		場合については、別に厚生労働大臣が定める施設	基準に適合して	
		いるものとして地方社会保険事務局長に届け出た	保険医療機関間	
		で行った場合に限り、当該患者について算定する	<b>ప</b> .	

N004 細胞診			
1	(細胞診検査)婦人科材料(1部位につき)	150	* 269
2	(細胞診検査)その他(1部位につき)	190	*269

N005	HER2遺伝子標本作製		
H	IER2遺伝子標本作製	2,500	* 270

区分 検査項目名 新 旧 注

#### 🧰 病理学的検査診断・判断料

N006	<b>う 病理診断料</b>		
	病理診断料	410	*271-272
(注1)	病理診断を専ら担当する医師が勤務する病院であ	る保険医療機関	

- (注1) 病は高の間で等う担当する医師が重視がする病所にのる保険医療機関において、区分番号N000に掲げる病理組織標本作製、区分番号N001に掲げる電子顕微鏡病理組織標本作製もしくは区分番号N002に掲げる免疫染色(免疫抗体法)病理標本作製若しく区分番号N003に掲げる術中迅速病理組織標本作製により作製された組織標本に基づく診断を行った場合又は当該保険医療機関以外の保険医療機関で作製された組織標本に基づく診断を行った場合に、これらの検査の別又は回数にかかわらず、月1回に限り算定する。
- (注2) 当該保険医療機関以外の医療機関で作製した組織標本に基づき 診断を行った場合は、区分番号N000に掲げる病理組織標本作製、 区分N001に掲げる電子顕微鏡病理組織標本作製、区分番号N002 に掲げる免疫染色(免疫抗体法)病理組織標本作製又は区分番号 N003に掲げる術中迅速病理組織標本作製は別に算定できないも のとする。

N007 <b>病理判断料</b>					
	病理判断料	146	*271-272		
(注1) 行われた病理標本作製の種類又は回数にかかわらず、月1回に限り算定する。					
(注2)	区分番号N006に掲げる病理診断料を算定した場合に	こは、算定しない。			

#### 

D217 骨塩定量検査				
1	DEXA法による腰椎撮影	360	*273	
2	MD法	140	*273	
	SEXA法等	140	*273	
3	超音波法	80	*273	

#### 負荷試験等

D286	<b>肝及び腎のクリアランステスト</b>		
	肝及び腎のクリアランステスト	150	
(注1) 検査に当たって尿管カテーテル法又は膀胱尿道ファイバースコピーを行った場合は、所定点数に区分番号D318に掲げる尿管カテーテル法又はD317に掲げる膀胱尿道ファイバースコピーの所定点数を併せて算定する。			
(注2)	検査に伴って行った注射、採血及び検体測定の数に含まれるものとする。	費用は、所定点	

D287 内分泌負荷試験						
1	下垂体前葉負荷試験					
	成長ホルモン (GH)(一連として月1回) 1,200					
	ゴナドトロピン(LH及びFSH)(一連として月1回) 1,600					
	甲状腺刺激ホルモン( TSH )( 一連として月1回 ) 1,200					
	プロラクチン ( PRL ) ( 一連として月1回 ) 1,200					
	副腎皮質刺激ホルモン( ACTH )( 一連として月1回 )	1,200				
2	下垂体後葉負荷試験(一連として月1回)	1,200				
3	甲状腺負荷試験 (一連として月1回)	1,200				
4	副甲状腺負荷試験(一連として月1回) 1,200					
5	副腎皮質負荷試験					
	イ 鉱質コルチコイド(一連として月1回)	1,200				
	ロ 糖質コルチコイド(一連として月1回)	1,200				
6	性腺負荷試験 (一連として月1回)	1,200				
(注1)	1月に3,600点を限度として算定する。					
(注2)	負荷試験に伴って行った注射、採血及び検体測定の費用は、採血					
	回数及び測定回数にかかわらず所定点数に含まれるものとする。					

区分	検査項目名	新	IB	注

D288 <b>糖負荷試験</b>					
1	常用負荷試験 ( 血糖、尿糖検査を含む。)	200			
2	グルカゴン負荷試験	900			
	耐糖能精密検査(常用負荷試験及び血中インスリン測定又は常用負荷試験及び血中C-ペプタイド測定を行った場合)	900			
(注)	注射、採血及び検体測定の費用は、採血回数及び測定回数にかかわらず所定点数に含まれるものとする。				

D289 その他の機能試験				
1	膵機能テスト (PFDテスト)	100		
2	肝機能テスト (ICG1回又は2回法、BSP2回法)	100		
	ビリルビン負荷試験	100		
	馬尿酸合成試験	100		
	フィッシュバーグ	100		
	水利尿試験	100		
	アジスカウント(Addis 尿沈渣定量検査)	100		
	モーゼンタール法	100		
	キシローゼ試験	100		
	ヨードカリ試験	100		
3	胃液分泌刺激テスト	700		
	胆道機能テスト	700		
4	セクレチン試験	3000		
(注) 検査に伴って行った注射、検体採取、検体測定及びエックス線 透視の費用は、すべて所定点数に含まれるものとする。				

#### 指導管理等

特定疾患治療管理料 定薬剤治療管理料 ジギタリス製剤 デオフィリン 定薬剤治療管理料不整脈用剤 プロカインアミド N - アセチルプロカインアミド ジソピラミド キニジン アプリンジン リドカイン 温酸ピルジカイニド プロパフェノン	470 470 470 470 470 470 470 470 470
ジギタリス製剤 デオフィリン 定薬剤治療管理料不整脈用剤 プロカインアミド N - アセチルプロカインアミド ジソピラミド キニジン アブリンジン リドカイン ≦酸ピルジカイニド	470 470 470 470 470 470 470 470
テオフィリン 定薬剤治療管理料不整脈用剤 プロカインアミド N - アセチルプロカインアミド ジソピラミド キニジン アブリンジン リドカイン 温酸ピルジカイニド	470 470 470 470 470 470 470 470
定薬剤治療管理料不整脈用剤 プロカインアミド N - アセチルプロカインアミド ジソピラミド キニジン アブリンジン リドカイン 温酸ピルジカイニド	470 470 470 470 470 470 470
プロカインアミド N - アセチルプロカインアミド ジソピラミド キニジン アブリンジン リドカイン 温酸ピルジカイニド	470 470 470 470 470
N - アセチルプロカインアミド ジソピラミド キニジン アプリンジン リドカイン 塩酸ピルジカイニド	470 470 470 470
キニジン アブリンジン リドカイン 塩酸ピルジカイニド	470 470 470
キニジン アブリンジン リドカイン 塩酸ピルジカイニド	470
リドカイン 塩酸ピルジカイニド	470
 温酸ピルジカイニド 	- +
	470
 プロパフェノン	1 7/0
	470
 メキシレチン	470
 フレカイニド	470
 コハク酸シベンゾリン	470
 ピルメノール	470
 アミオダロン	470
	470
コペリドール製剤	470
	470
	470
	470
リコペプチド系抗生物質(入院中の患者)	
 バンコマイシン	470
 テイコプラニン	470
シクロスポリン	470
 タクロリムス水和物	470
リチル酸系製剤	470
トトレキサート	470
	コハク酸シベンゾリン ピルメノール アミオダロン てんかん剤 ロペリドール製剤 ロムペリドール製剤 チウム製剤 ミノ配糖体抗生物質(入院中の患者) リコペプチド系抗生物質(入院中の患者) パンコマイシン テイコプラニン 疫抑制剤 シクロスポリン タクロリムス水和物 リチル酸系製剤 トトレキサート ギタリス製剤または抗てんかん剤を投与して

抑制剤を投与している臓器移植後の患者、その他別に厚生労働

大臣が定める患者に対して、薬物血中濃度を測定して計画的な

治療管理を行った場合に算定する。

区分	検査項目名	新	旧	注

- (注2) 同一患者につき特定薬剤治療管理量を算定すべき測定及び計画 的な治療管理を月2回以上行った場合においては、特定薬剤治 療管理料は1回とし、第1回の測定及び計画的な治療管理を行っ たときに算定する。
- (注3) ジギタリス製剤の急速飽和を行った場合又はてんかん重積状態の患者に対して、抗てんかん剤の注射等を行った場合は、所定点数にかかわらず、1回に限り740点を特定薬剤治療管理料として 算定する。
- (注4) 抗てんかん剤又は免疫抑制剤を投与している患者以外に対して 行った薬剤血中濃度の測定及び計画的な治療管理のうち、4月 目以降のものについては、所定点数の100分の50に相当する点 数により算定する。
- (注5) てんかんの患者であって、2種類以上の抗てんかん剤を投与している患者について、同一暦月に血中の複数の抗てんかん剤の濃度を測定し、その測定結果に基づき、個々の投与量を精密に管理した場合は、当該管理を行なった月において、2回に限り所定点数を算定できる。
- (注6) 臓器移植後の患者に対して、免疫抑制剤の投与を行った場合は、 臓器移植を行った日の属する月を含め3月に限り、所定点数に 2,740点を加算し、免疫抑制剤を投与している臓器移植後の患者 以外の患者に対して、特定薬剤治療管理に係る薬剤の投与を行っ た場合は、1回目の特定薬剤治療管理料を算定するべき月に限り、 所定点数に280点を加算する。
- (注1) イについては、悪性腫瘍の患者に対して、尿中BTAに係る検査を 行い、その結果に基づいて計画的な治療管理を行った場合に、 月1回に限り第1回の検査及び治療管理を行ったときに算定する。
- (注2) ロについては、悪性腫瘍の患者に対して区分番号D009に掲げる 腫瘍マーカーに係る検査(注1に規定する検査を除く。)のうち1又 は2以上の項目を行い、その結果に基づいて計画的な治療管理を 行った場合に、月1回に限り第1回の検査及び治療管理を行った ときに算定する。
- (注3) 注2に規定する悪性腫瘍特異物質治療管理に係る腫瘍マーカーの 検査を行った場合は、1回目の悪性腫瘍特異物質治療管理料を算 定すべき月に限り、口の所定点数に150点を加算する。ただし、 当該月の前月に腫瘍マーカーの所定点数を算定している場合は この限りでない。
- (注4) 注1に規定する検査及び治療管理並びに注2に規定する検査及び 治療管理を同一月に行った場合にあっては、口の所定点数のみ により算定する。
- (注5) 腫瘍マーカーの検査に要する費用は所定点数に含まれるものと する。
- (注6) 注1及び注2に規定されていない腫瘍マーカーの検査及び計画 的な治療管理をであって特殊なものに要する費用は、注1又は 注2に掲げられている腫瘍マーカーの検査及び治療管理料のうち、 最も近似するものの所定点数により算定する。
- 15 慢性維持透析患者外来医学管理料 2,305
- (注1) 入院中の患者以外の慢性維持透析患者に対して検査の結果に基づき計画的な医学管理を行った場合に、月1回に限り算定する。
- (注2) 第3部検査及び第4部画像診断のうち次に掲げるものは、所定点数に含まれるものとし、また、区分番号D026に掲げる尿・糞便等検査判断料、血液学的検査判断料、生化学的検査(I)判断料、生化学的検査(I)判断料又は免疫学的検査判断料は別に算定できないものとする。
  - イ 尿中一般物質定性半定量検査
  - 口 尿沈渣顕微鏡検査
  - 八 糞便検査

潜血反応検査、ヘモグロビン定性

二 血液形態・機能検査赤血球沈降速度測定、網赤血球数、末梢血液一般検査、 末梢血液像 区分 検査項目名 新 旧 注

ホ 出血・凝固検査

出血時間測定、凝固時間測定

へ 血液化学検査

総ビリルビン、総蛋白、膠質反応、アルブミン、尿素窒素(BUN)、クレアチニン、尿酸、グルコース、乳酸脱水素酵素(LDH)、アルカリフォスファターゼ、コリンエステラーゼ(ChE)、アミラーゼ、-グルタミールトランスペプチダーゼ(-GTP)、ロイシンアミノペプチダーゼ(LAP)、クレアチン・フォスフォキナーゼ(CPK)、中性脂肪、Na及びCl、K、Ca、鉄、Mg、P及びHPO、、総コレステロール、グルタミック・オキサロアセティック・トランスアミナーゼ(GOT)、グルタミック・ピルビック・トランスアミナーゼ(GOT)、 がルタミック・ピルビック・トランスアミナーゼ(GOT)、 遊離脂肪酸、グリコアルブミン、1,5-アンヒドロ-D-グルシトール(1,5AG)、1,25ジヒドロキシビタミンD。(1,25(OH)。D。)、HDL-コレステロール、LDL-コレステロール、不飽和鉄結合能(UIBC)、総鉄結合能(TIBC)、蛋白分画測定、血液ガス分析、AL、フェリチン、シスタチン C 精密測定、ペントシジン

#### ト 内分泌学的検査

トリヨードサイロニン(T<sub>3</sub>)精密測定、サイロキシン(T<sub>4</sub>)精密測定、甲状腺刺激ホルモン(TSH)精密測定、副甲状腺ホルモン(PTH)精密測定、遊離トリヨードサイロニン(FT<sub>3</sub>)、C-ペプタイド(CPR)精密測定、遊離サイロキシン(FT<sub>4</sub>)精密測定、カルシトニン精密測定、ヒト心房性ナトリウム利尿ペプチド(HANP)精密測定、ヒト脳性ナトリウム利尿ペプチド(BNP)精密測定

#### チ 感染症免疫学的検査

梅毒脂質抗原使用検査(定性)梅毒脂質抗原使用検査(定量)

リ 肝炎ウイルス関連検査

HBs抗原、HBs抗体価、HCV抗体価

ヌ 血漿蛋白免疫学的検査

C反応性蛋白(CRP)、血清補体価(CH $_{50}$ )、免疫グロブリン、補体蛋白(C $_{5}$ )、補体蛋白(C $_{4}$ )、トランスフェリン、  $_{2}$ -マイクログロブリン(  $_{2}$ -m)

- ル 心電図検査
- ヲ 写真診断

単純撮影(胸部)

ワ 撮影

単純撮影 (胸部)

製剤を使用していないものに

B001	01-3 生活習慣病管理料				
1	保険薬局において調剤を受けるために処方せん を交付する場合				
	イ 脂質異常症を主病とする場合	650	900		
	ロ 高血圧症を主病とする場合	700	950		
	八 糖尿病を主病とする場合	800	1,050		
2	1以外の場合				
	イ 脂質異常症を主病とする場合	1,175	1,460		
	ロ 高血圧症を主病とする場合	1,035	1,310		
	八 糖尿病を主病とする場合	1,280	1,560		
(注1)	7 1 11111111111111111111111111111111111				
(注2)	生活習慣病管理を受けている患者に対して行った第1部医学管理等、第3部検査、第5部投薬、第6部注射及び第13部病理診断の費用は、生活習慣病管理料に含まれるものとする。				
(注3)	糖尿病を主病とする患者(2型糖尿病の患者であ	ってイン	ノスリン		

区分	検査項目名	新	旧	注

B001	-4 手術前医学管理料		
	手術前医学管理料	1,192	

B001	-5 手術後医学管理料(1日につき)		
1	病院の場合	1,188	
2	診療所の場合	1,056	

- \* 1: 検体検査を行った場合は所定の判断料を算定できるものであるが、尿中一般物質定性半定量検査を実施した場合は、当該検査に係る判断料は 算定できない。
- \* 2: 尿中一般物質定性半定量検査は、試験紙、アンブル若しくは錠剤を用いて検査する場合又は試験紙等を比色計等の機器を用いて判定する場合をいい、検査項目、方法にかかわらず、1回につき所定点数により算定する。尿中一般物質定性半定量検査に含まれる定性半定量の検査項目は、次のとおりである。
  - イ 比重
  - п pH
  - ハ蛋白
  - 二 糖
  - ホ ウロビリノーゲン
  - へ ウロビリン
  - トビリルビン
  - チ アセトン体(ケトン体)
  - リ 潜血
  - ヌ 試験紙法による尿細菌検査
  - ル 食塩給香
  - ヲ 試験紙法による白血球検査
  - ワ アルブミン
- \* 3: 尿中一般物質定性半定量検査は当該検査の対象患者の診療を行っている保険医療機関内で実施した場合にのみ算定できるものであり、委託契約等に基づき当該保険医療機関外で実施された検査の結果報告を受けるのみの場合は算定できない。ただし、委託契約等に基づき当該保険医療機関内で実施された検査について、その結果が当該保険医療機関に対して速やかに報告されるような場合は、所定点数を算定できる。
- \* 4: 先天性代謝異常症の尿スクリーニングテストとは、次に掲げる物質の 定性半定量検査及び反応検査をいう。
  - ア 塩化第2鉄反応(フェニールケトン体及びアルカプトン体の検 出を含む)
  - イ 酸性ムコ多糖類
  - ウ システイン、シスチン等のSH化合物
  - エ ヒスチジン
  - オ メチルマロン酸
  - カ ミロン反応
  - キ イサチン反応
  - ク ベネディクト反応
- \* 5: ポルフィリン症スクリーニングテストとして、Watson-Schwartz反応、 Rimington反応又はDean and Barnes反応を行った場合は、それぞれ所定 点数を算定する。
- \* 6: マイクロトランスフェリン(尿中)精密測定、アルブミン定量精密測定 及びIV型コラーゲン定量精密測定は、糖尿病又は早期糖尿病性腎症患者 であって微量アルブミン尿を伴うもの(糖尿病性腎症第1期又は第2期の ものに限る。)に対して行った場合に、3か月に1回に限り算定できる。な お、これらを同時に行った場合は、主たるもののみ算定する。
- \* 7: ミオイノシトール定量は、空腹時血糖が110mg/dL以上126mg/dL未満の患者に対し、耐糖能診断の補助として、尿中ミオイノシトールを測定した場合に1年に1回に限り算定できる。ただし、既に糖尿病と診断されている場合は、算定できない。
- \* 8: 同一日に尿、穿刺液・採取液及び血液を検体として生化学的検査(I) 又は生化学的検査(Ⅱ)に掲げる検査項目につきそれぞれを実施した場合 の、多項目包括規定の適用については、尿、穿刺液・採取液及び血液の それぞれについて算出した項目数により所定点数を算定するのではなく、 血液、尿、穿刺液・採取液それぞれに係る項目数を合算した項目数により、所定点数を算定する。ただし、同一日に行う2回目以降の血液採取に よる検体を用いた検査項目については、当該項目数に合算せず、所定点 数を別金算定する。
- \* 9: 蛋白質とクレアチニンの比を測定する目的で試験紙により実施した場合は、「17」のその他による尿中クレアチニン検査として算定し、その判断料は、区分番号DO26検体検査判断料の「1」の尿・糞便等検査判断料を算定する。
- \* 10: 尿沈渣顕微鏡検査の所定点数は、赤血球、白血球、上皮細胞、各種円柱、類円柱、粘液系、リポイド、寄生虫等の無染色標本検査のすべての費用を含む。
- \* 11: 尿沈渣顕微鏡検査は、尿中一般物質定性半定量検査若しくは尿中特殊 物質定性定量検査において何らかの所見が認められ、又は診察の結果か らその実施が必要と認められて実施した場合に算定すること。
- \* 12: 尿沈渣顕微鏡検査は当該検査の対象患者の診療を行っている保険医療機関内で実施した場合にのみ算定できるものであり、委託契約等に基づき当該医療機関外で実施された検査の結果報告を受けるのみの場合は算定できない。ただし、委託契約等に基づき当該保険医療機関内で実施された検査について、その結果が当該保険医療機関に速やかに報告されるような場合は、所定点数により算定する。

尿路系疾患が強く疑われる患者について、診療所が尿沈渣顕微鏡検査 を衛生検査所等に委託する場合であって、当該衛生検査所等が採尿後4時 間以内に検査を行い、検査結果が速やかに当該診療所に報告された場合 は、所定点数を算定できる。

- \* 13: 尿中一般物質定性半定量検査若しくは尿中特殊物質定性定量検査において何らかの所見が認められ、又は診察の結果からその実施が必要と認められ、赤血球、白血球、上皮細胞、円柱及び細菌を同時に測定した場合に算定する。
- \* 14: ヘモグロビン定性又はヘモグロビン定量と潜血反応検査を同時に実施 した場合にはヘモグロビン定性又はヘモグロビン定量の所定点数のみ算 定する。ヘモグロビン検査を免疫クロマト法にて行った場合は、ヘモグ ロビン定性により算定する。ヘモグロビン検査を金コロイド凝集法によ る定量法にて行った場合は、ヘモグロビン定量により算定する。
- \* 15: 糞便中の細菌、原虫検査は、区分番号 D017排泄物、滲出物又は分泌物 の細菌顕微鏡検査により算定する。
- \* 16: 胃液又は十二指腸液一般検査の所定点数には、量、色調、混濁、粘液 量、臭気、酸度測定、ペプシン及び乳酸定量、ラブ酵素の証明、蛋白質 の呈色反応(ニンヒドリン反応、ピウレット反応等)、毒物、潜血、虫卵、 ウロビリン体の定性定量、コレステリン体の定量、液に含まれる物質の 定性半定量の検査等の費用が含まれる。
- \* 17: 髄液一般検査の所定点数には、外見、比重、ノンネアベルト、パンディ、ワイヒブロート等のグロブリン反応、トリプトファン反応、細胞数、細胞の種類判定及び蛋白、グルコース、ビリルビン、ケトン体等の定性半定量の検査等が含まれる。
- \* 18: 精液一般検査の所定点数には、精液の量、顕微鏡による精子の数、奇 形の有無、運動能等の検査のすべての費用が含まれる。
- \* 19: 頸管粘液検査の所定点数には、量、粘稠度、色調、塗抹乾燥標本による顕微鏡検査結晶、細菌、血球、膣上皮細胞等等の費用が含まれる。
- \* 20: 子宮頸管粘液中顆粒球エラスターゼは、赤色ラテックス着色法により、 絨毛羊膜炎の診断のために妊娠満22週以上満37週未満の妊婦で切迫早産 の疑いがある者に対して測定した場合に算定する。
- \* 21: 子宮頸管粘液中顆粒球エラスターゼ精密測定は、絨毛羊膜炎の診断の ために妊娠満22週以上満37週未満の妊婦で切迫早産の疑いがある者に対 して行った場合に賃定する。
- \* 22: 膣分泌液中乳酸脱水素酵素LDH半定量のためのタンポンによる検体 採取に係る費用は、所定点数に含まれる。
- \* 23: マイクロバブルテストは妊娠中の患者又は新生児の患者に対して週に1 回に限り算定できる。
- \* 24: 関節液中コンドロカルシンは、EIA法によるが、エックス線所見で明らかに変形性関節症又は慢性関節リウマチが診断できる場合は算定できない。
- \* 25: 羊水中肺サーファクタントアボ蛋白(SPA)を妊娠中に実施する場合には、糖尿病を合併しない場合は妊娠満33週より前の時期において1回に限り算定でき、糖尿病を合併する場合は満32週より前の時期において1回に限り算定でき、満32週以降においては週1回に限り算定できる。
- \* 26: IgGインデックス、髄液オリゴクローナルバンド測定及び髄液MBPは、 多発性硬化症の診断の目的で行った場合に算定する。
- \* 27: 悪性腫瘍遺伝子検査は、固形腫瘍の腫瘍細胞を検体とし、PCR法、SSCP法、RFLP法等を用いて、悪性腫瘍の詳細な診断及び治療法の選択を目的として悪性腫瘍患者本人に対して行った肺癌におけるEGFR遺伝子検査又はKras遺伝子検査、膵癌におけるKras遺伝子検査、悪性骨軟部組織腫瘍におけるEWS-Fili遺伝子検査、TLS-CHOP遺伝子検査又はSYT-SSX遺伝子検査、消化管間葉系腫瘍におけるckit遺伝子検査又は家族性非ポリポージス大腸癌におけるマイクロサテライト不安定性検査について、患者1人につき1回に限り算定する。

ついて、患者1人につき1回に限り算定する。 悪性腫瘍遺伝子検査を算定するに当たっては、その目的、結果及び選択した治療法を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

- \*28: 悪性腫瘍遺伝子検査、血液細胞核酸増幅同定検査(造血器腫瘍核酸増幅同定検査)又は免疫関連遺伝子再構成のうちいずれかを同一月中に併せて行った場合には、主たるもののみ算定する。
- \* 29: 抗悪性腫瘍剤感受性検査は、胃悪性腫瘍に対する区分番号「K655」胃切除術、区分番号「K6552」腹腔鏡下胃切除術、区分番号「K6554」噴門側胃切除術、区分番号「K6572] 腹腔鏡下胃全摘術であって、日本胃癌学会の胃癌取扱い規約により根治度Cの結果であったものにおいて採取された摘出腫瘍組織を検体とし、HDRA法又はCD-DST法を用いて、胃悪性腫瘍の抗悪性腫瘍剤による治療法の選択を目的として行った場合に限り、患者1人につき1回に限り算定する。

- \* 30: 同一日に尿、穿刺液・採取液及び血液を検体として生化学的検査(I) 又は生化学的検査(Ⅱ)に掲げる検査項目につきそれぞれを実施した場合の、多項目包括規定の適用については、尿、穿刺液・採取液及び血液の それぞれについて算出した項目数により所定点数を算定するのではなく、 血液、尿、穿刺液・採取液それぞれに係る項目数を合算した項目数によ り、所定点数を算定する。ただし、同一日に行う2回目以降の血液採取に よる検体を用いた検査項目については、当該項目数に合算せず、所定点 数を別途算定する。
- \* 31: 赤血球沈降速度測定は当該検査の対象患者の診療を行っている保険医 療機関内で実施した場合にのみ算定できるものであり、委託契約等に基 づき当該医療機関外で実施された検査の結果報告を受けるのみの場合は 算定できない。ただし、委託契約等に基づき当該保険医療機関内で実施 された検査について、その結果が当該保険医療機関に速やかに報告され るような場合は、所定点数により算定する。
- \* 32: 同一検体について、好酸球数及び末梢血液像の検査を行った場合は、 末梢血液像の所定点数のみを算定する。
- \* 33: 末梢血液像及び骨髄像の検査については、少なくともリンパ球、単球、 好中球、好酸球、好塩基球の5分類以上の同定・比率計算を行った場合に 算定する。

末梢血液像及び骨髄像の検査に当たって、位相差顕微鏡又は蛍光顕微 鏡を用いた場合であっても所定点数により算定する。また、末梢血液像 の検査の際に赤血球直径の測定を併せて行った場合であっても、所定点 数により算定する。

- \* 34: 末梢血液像の「注」及び骨髄像の「注」にいう特殊染色は、次のとお りである。
  - オキシダーゼ染色
  - イ ペルオキシダーゼ染色
  - ウ アルカリフォスファターゼ染色
  - エ パス染色
  - オ 鉄染色(ジデロブラスト検索を含む)
  - カ 超生体染色
  - キ 脂肪染色
  - ク エステラーゼ染色
- \* 35: 末梢血液一般検査は、赤血球数、白血球数、血色素測定(Hb)、ヘマト クリット値(Ht)、血小板数の全部又は一部を行った場合に算定する。
- \* 36: 赤血球抵抗試験は、次のとおりである。
  - ア シュガーウォーターテスト
  - イ ハムテスト
  - ウ クロスビーテスト
  - エ パルパート法
  - オ サンフォード法
- \* 37: ヘモグロビン $A_{\rm g}({
  m Hb}\,A_{\rm g})$ 、D007 血液化学検査の「14」のグリコアルブ ミン又は「17」の15-アンヒドロ-Dグルシトール(15AG)のうちいずれかを同一月中に併せて2回以上実施した場合は、月1回に限り主たるものの み算定する。ただし、妊娠中の患者、1型糖尿病患者、経口血糖降下薬の 投与を開始して6月以内の患者、インスリン治療を開始して6月以内の患者等については、いずれか1項目を月1回に限り別に算定できる。
- \* 38: デオキシチミジンキナーゼ(TK)活性精密測定は、造血器腫瘍の診断又 は治療効果判定のために行った場合に算定する。
- ターミナルデオキシヌクレオチジルトランスフェラーゼ(TdT)精密測 定は、白血病又は悪性リンパ腫の診断又は治療効果判定のために行った 場合に算定する。
- \* 40: モノクローナル抗体法による造血器悪性腫瘍細胞検査はモノクローナ ル抗体を用いて蛍光抗体法、酵素抗体法、免疫ロゼット法等により白血 病細胞又は悪性リンパ腫細胞の表面抗原又は細胞内抗原の検索を実施し て病型分類を行った場合に算定できる。

対象疾病は白血病、悪性リンパ腫等である。

検査に用いられるモノクローナル抗体は、医薬品として承認されたも のであり、検査に当たって用いたモノクローナル抗体の種類、回数にか かわらず、一連として所定点数を算定する。

- \* 41: 出血時間測定時の耳朶採血料は、出血時間測定の所定点数に含まれる。
- \* 42: 複合凝固因子検査に該当する検査は、オーレンのトロンボテスト、へ パプラスチンテスト等をいい、トロンボテストとプロトロンビン時間を 同時に施行した場合は、主たるもののみ算定する。
- \* 43: 血小板凝集能を測定するに際しては、その過程で血小板数を測定する ことから、末梢血液一般検査の所定点数を別に算定することはできない。
- \* 44: フィブリノーゲン分解産物精密測定は、線維素分解産物 (FDP) 測定 \* 62: 直接比色法による総鉄結合能 (TIBC) 及び不飽和鉄結合能 (UIBC) が異常値を示した場合に実施したときに算定できる
- \* 45: PIVKA Ⅱ は出血・凝固検査として行った場合に算定する。

- \* 46: 凝固因子インヒビターは、第四因子又は第区因子の定量測定を行った 場合に、それぞれの測定1回につきこの項で算定する。
- \* 47: 第Ⅲ因子様抗原は、SRID法、ロケット免疫電気泳動法によるものであ
- \* 48: トロンボモジュリン精密測定は、膠原病の診断若しくは経過観察又は DIC若しくはそれに引き続いて起こる MOF観察のために測定した場合の み算定できる。
- \* 49: フィブリンモノマー複合体定量は、DICの診断及び治療経過の観察の ために実施した場合に算定する。フィブリンモノマー複合体定量、トロ ンビン・アンチトロンビンⅢ複合体(TAT)精密測定及びプロトロンビン フラグメントF1+2精密測定を同時に測定した場合は、主たるもののみ
- \* 50: 血液細胞核酸増幅同定検査(造血器腫瘍核酸増幅同定検査)は、別に厚 生労働大臣の定める施設基準に適合しているものとして地方社会保険事 務局長に届け出た保険医療機関において、6月に1回を限度として算定できる。血液細胞核酸増幅同定検査は、PCR法、LCR法又はサザンブロッ ト法による。
- \* 52: Major bcr-abl mRNA核酸増幅精密測定は、TMA法により測定した場 合に限り算定できる。
- \* 53: 遺伝病学的検査は以下の遺伝子疾患が疑われる場合に行うものとし、 患者1人につき1回算定できる。
  - ア デュシェンヌ型筋ジストロフィー
  - イ ベッカー型筋ジストロフィー
  - ウ 福山型先天性筋ジストロフィー
  - 工 栄養障害型表皮水疱症
  - オ 家族性アミロイドーシス
  - カ 先天性QT延長症候群
  - キ 脊髄性筋萎縮症
  - ク 中枢神経白質形成異常症
  - ムコ多糖症Ⅰ型 コ ムコ多糖症Ⅱ型
  - サ ゴーシェ病

  - シ ファブリ病 ス ポンペ病

を遵守すること。

アからクまでに掲げる遺伝子疾患の検査は、PCR法、DNAシーケンス 法、FISH法又はサザンプロット法による。ケからスまでに掲げる遺伝子 疾患の検査は、酵素活性測定法、DNAシーケンス法又は培養法による。 検査の実施に当たっては、厚生労働省「医療・介護関係事業者におけ る個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」(平成16年12月) 及び 関係学会による「遺伝学的検査に関するガイドライン」(平成15年8月)

- \* 54: 染色体検査の所定点数には、フィルム代、現像代、引伸印画作製代を 含む。
- \* 55: 染色体検査の「注」の分染法加算については、その種類、方法にかか わらず、1回の算定とする。
- \* 56: 免疫関連遺伝子再構成は、PCR法、LCR法又はサザンブロット法によ り、悪性リンパ腫、急性リンパ性白血病又は慢性リンパ性白血病の診断 の目的で検査を行った場合に、6月に1回を限度として算定できる。

悪性腫瘍遺伝子検査、血液細胞核酸増幅同定検査(造血器腫瘍核酸増 幅同定検査) 又は免疫関連遺伝子再構成のうちいずれかを同一月中に併 せて行った場合には、主たるもののみ算定する。

- \* 57: WTlmRNA定量は、リアルタイムRTPCR法により、急性骨髄性白血 病の診断の補助又は経過観察時に行った場合に1月に1回を限度として算 定できる。
- \* 58: 抱合型ビリルビンを測定した場合は、直接ビリルビンの所定点数を算 定する。
- \* 59: Na及びCIについては、両方を測定した場合も、いずれか一方のみを測 定した場合も、同一の所定点数により算定する。
- \* 60: Ca及びイオン化カルシウムを同時に測定した場合には、いずれか一方 についてのみ所定点数を算定する。
- \* 61: 膠質反応については、反応の種類ごとに所定点数を算定する。なお、 次に掲げる検査については、膠質反応又は膠質反応に類似した検査とし てこの項により所定点数を算定できる。
  - ア 硫酸亜鉛試験(クンケル反応)(ZTT)
  - イ チモール混濁反応(TTT)
- は鉄に準じて算定する。
- \* 63: HDL-コレステロール、総コレステロール及びLDLコレステロールを 併せて測定した場合は、主たるもの2つの所定点数を算定する。

- \* 64: P及びHPOについては、両方を測定した場合も、いずれか一方のみを 測定した場合も、同一の所定点数により算定する。
- \* 65: 蛋白分画測定、総蛋白及びアルブミンを併せて測定した場合は、主たるもの2つの所定点数を算定する。
- \* 66: マンガンは、1月以上(胆汁排泄能の低下している患者については2週 間以上)高カロリー静脈栄養法が行われている患者に対して、3月に1回 に限り算定することができる。
- \* 67: ケトン体及びケトン体分画の検査を併せて実施した場合は、ケトン体 分画の所定点数のみ算定する。
- \* 68: 有機モノカルボン酸定量については、グルタチオン、乳酸、ビルビン酸及びαケトグルタール酸の各物質の測定を行った場合に、それぞれの測定ごとに所定点数を算定する。
- \* 70: 同一検体について重炭酸塩及び血液ガス分析の検査を併せて行った場合は、血液ガス分析の所定点数のみ算定する。
- \* 71: グリコアルプミンは、HPL((2カラム)又はHPL((1カラム)・発色法、アフィニティークロマトグラフィー・免疫比濁法によるグリコアルブミン 測定装置を用いて測定した場合、EIA法又は酵素法により測定した場合に所定点数を算定する。
- \* 72: 肝胆道疾患の診断の目的で尿中硫酸抱合型胆汁酸測定を酵素法により 実施した場合は、コレステロール分画に準じて算定する。ただし、胆汁 酸を同時に測定した場合には、いずれか一方の所定点数のみを算定する。
- \* 73: 総鉄結合能 (TIBC) と不飽和鉄結合能 (UIBC) を同時に実施した場合は、いずれか一方の所定点数を算定する。
- \* 74: CPK・アイソザイム精密測定とは、血清クレアチン・フォスフォキナーゼ(CPK)のMB型アイソザイム測定をいう。
- \* 75: 凝固因子インヒビター定性(クロスミキシング試験)は、原因不明の ブロトロンビン時間延長又は活性化部分トロンボプラスチン時間延長が みられる患者に対して行った場合に限り算定できる。
- \* 76: 膵分泌性トリプシンインヒビター(PSTI)とトリプシンを同時に実施した場合は、いずれか一方の所定点数を算定する。
- \* 77: 乳酸脱水素酵素・アイソザイム1型は酵素学的阻害法による。
- \* 78: アポリポ蛋白は、AI、AⅡ、B、CⅡ、CⅢ及びBのうち3項目以上測定 した場合に、所定点数を算定する。
- \* 79: ヘパリンの血中濃度測定においては、同一の患者につき1月以内に当該 検査を2回以上行った場合においては、算定は1回とし、第1回の測定を行 ったときに覚定する。
- \* 80: シアル化糖鎖抗原 KL-6、サーファクタントプロテインA(SPA)及びサーファクタントプロテインD(SP-D)のうちいずれか複数を実施した場合は、主たるもののみ算定する。シアル化糖鎖抗原KL-6はEIA法又はECLIA法により、サーファクタントプロテインA(SP-A)及びサーファクタントプロテインD(SP-D)は、EIA法による。
- \* 81: 心筋トロポニンI精密測定と心筋トロポニンTを同一月に併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。
- \* 82: ベントシジンは尿素窒素 (BUN) 又はクレアチニンにより腎機能低下 (糖尿病性腎症によるものを除く。) が疑われた場合に、3月に1回に限り 算定できる。ただし、「23」のシスタチンC精密測定を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。
- \* 83: リポ蛋白(a)精密測定は、3月に1回を限度として算定できる。
- \* 84: イヌリンは、尿素窒素 (BUN) 又はクレアチニンにより腎機能低下が 疑われた場合に、6月に1回に限り算定できる。ただし、クレアチニン (腎クリアランス測定の目的で行い、血清及び尿を同時に測定する場合に 限る。)を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。
- \* 85: シスタチンC精密測定は、ラテックス凝集比濁法、金コロイド凝集法 又はネフェロメトリー法により実施した場合のみ算定できる。 シスタチンC精密測定は、尿素窒素(BUN)又はクレアチニンにより 腎機能低下が疑われた場合に、3月に1回に限り算定できる。ただし、ペ ントシジンを併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。
- \* 86: 血液ガス分析の所定点数には、Na、K、Cl、pH、PO。PCO及び HCQ-の各測定を含むものであり、測定項目数にかかわらず、所定点数 により算定する。なお、同時に行ったヘモグロビン測定については算定 しない。
- \* 87: 血液ガス分析は当該検査の対象患者の診療を行っている保険医療機関 内で実施した場合にのみ算定できるものであり、委託契約等に基づき当

該医療機関外で実施された検査の結果報告を受けるのみの場合は算定できない。ただし、委託契約等に基づき当該保険医療機関内で実施された検査について、その結果が当該保険医療機関に速やかに報告されるような場合は、所定点数により算定する。

なお、在宅酸素療法を実施している入院施設を有しない診療所が、緊急時に必要かつ密接な連携を取り得る収容施設を有する他の保険医療機関において血液ガス分析を行う場合であって、採血後、速やかに検査を実施し、検査結果が速やかに当該診療所に報告された場合にあっては算定できるものとする。

- \* 88: ヒト心臓由来脂肪酸結合蛋白(H-FABP)はELISA法又は免疫クロマト法により、急性心筋梗塞の診断を目的に用いた場合のみ算定する。
  - ただし、ヒト心臓由来脂肪酸結合蛋白(H-FABP)とミオグロビン精密測定を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。
- \* 89: IV型コラーゲン精密測定又はIV型コラーゲン・不精密測定は、プロリルヒドロキシラーゼ(PH)精密測定又はPⅢ-P精密測定と併せて行った場合には、一方の所定点数のみ算定する。
- \* 90: アルブミン非結合型ビリルビンは、診察及び他の検査の結果から、核 黄疸に進展する恐れがある新生児である患者に対して、生後2週間以内に 経過観察を行う場合に算定する。
- \* 91: アルカリフォスファターゼ・アインザイム精密測定及び骨型アルカリフォスファターゼ(BAP)精密測定を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。
- \* 92: アセトアミノフェン精密測定は、同一の患者につき1月以内に2回以上 行った場合は、第1回の測定を行ったときに1回に限り算定する。
- \* 93: 膣分泌液中インスリン様成長因子結合蛋白1型(IGFBP-1)は、免疫クロマト法により、破水の診断のために妊娠菌22週以上満37週未満の者を対象として測定した場合のみ算定する。

膣分泌液中インスリン様成長因子結合蛋白1型(IGFBP-1)と頸管膣分泌液中癌胎児性フィブロネクチンを併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。

- \* 94: 心室筋ミオシン軽鎖I精密測定は、同一の患者につき同一日に当該検査を2回以上行った場合は、1回のみ算定する。
- \* 95: ヒアルロン酸はサンドイッチバインディングプロテインアッセイ法、
  <sup>1\*</sup>Iによる競合法を用いたバインディングプロテインアッセイ法、LA法
  (測定機器を用いるもの)又はLBA法による。ただし、本検査は慢性肝炎
  の患者に対して、慢性肝炎の経過観察及び肝生検の適応の確認を行う場合に算定できる。
- \* 96: レムナント様リポ蛋白(RLP)コレステロールは免疫吸着法酵素法又は 酵素法により実施し、3月に1回を限度として算定できる。
- \* 97: リボ蛋白リパーゼ精密測定は、高トリグリセライド血症及びLPL欠損 症が疑われる場合の鑑別のために測定した場合のみ算定できる。また、 ヘパリン負荷が行われた場合、投与したヘパリンは区分「D500」の薬剤 として算定できるが、注射料は算定できない。
- \* 98: 肝細胞増殖因子(HGF)はELISA法により、肝炎にて劇症化が疑われる 場合又は劇症肝炎の経過観察に用いた場合のみ算定する。
- \* 99: CKアイソフォームは、免疫阻害法により実施し、同時に測定されるクレアチン・フォスフォキナーゼ(CPK)の費用は別に算定できない。
- \*100: 25オリゴアデニル酸合成酵素活性精密測定は、ウイルス血症を伴う慢性活動性肝炎患者のインターフェロン製剤の投与量及び治療効果の判定に用いた場合に算定する。
- \*101: 膣分泌液中 a-フェトプロテインは色素免疫測定法により、破水の診断 のために妊娠満22週以上満37週未満の者を対象として実施した場合に算 定する。
- \*102: プロカルシトニン (PCT) は、敗血症 (細菌性) を疑う患者を対象と して測定した場合に算定できる。ただし、エンドトキシン定量検査を併 せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。
- \*103: 1,25ジヒドロキシビタミンD(1,25(OH)<sub>2</sub>D<sub>3</sub>)は、ラジオレセブターアッセイ法又はRIA法により、慢性腎不全、特発性副甲状腺機能低下症、偽性副甲状腺機能低下症、ビタミンD依存症型若しくは低リン血症性ビタミンD抵抗性くる病の診断時又はそれらの疾患に対する活性型ビタミンD<sub>3</sub> 剤による治療中に測定した場合にのみ算定できる。

なお、活性型ビタミンD:剤による治療開始後1月以内においては2回を 限度とし、その後は3月に1回を限度として算定する。

\*104: 血液化学検査の注に掲げる検査と併せて、血液化学検査の注に掲げる 検査を準用することが認められている検査を行った場合は、当該検査も 注に掲げる項目数の算定に含める。血液化学検査の注のハの注に規定す る10項目以上の包括点数を算定する場合の入院時初回加算は、入院時に 初めて行われる検査は項目数が多くなることにかんがみ、血液化学検査

の注に掲げる検査を10項目以上行った場合に、入院時初回検査に限り20 点を加算するものであり、人院後初回の検査以外の検査において10項目 以上となった場合にあっては、当該加算点数は算定できない。また、基 本的検体検査実施料を算定している場合にあっても、当該加算点数は算 定できない。

- \*105: ヒト絨毛性ゴナドトロピン(HCG)定性及びヒト絨毛性ゴナドトロピン  $\beta$  (HCG  $\beta$ )分画定性は、免疫学的妊娠試験に該当するものである。
- \*106: レニン活性精密測定とレニン定量精密測定を併せて行った場合は、一 方の所定点数のみ算定する。
- \*107: Cペプタイド(CPR)精密測定を同時に血液及び尿の両方の検体について 測定した場合は、血液の場合の所定点数のみを算定する。
- \*108: 黄体形成ホルモン (LH) はLA法又は通則に掲げる精密検査による。
- \*109: ヒト脳性ナトリウム利尿ベブチド(BNP)精密測定は、心不全の病態把 \*123: エリスロポエチン精密測定は、赤血球増加症の鑑別診断並びに重度の 握のために実施した場合に月1回に限り算定する。

1週間以内にヒト脳性ナトリウム利尿ペプチド(BNP)精密測定、ヒト脳 性ナトリウム利尿ペプチド前駆体N端フラグメント(NT-proBNP)精密測 定とヒト心房性ナトリウム利尿ペプチド(HANP)精密測定のうち2項目以 上をを併せて実施した場合、主たるもの1つに限り算定する。

本検査を実施した場合は、診療報酬明細書の摘要欄に本検査の実施日 (ヒト脳性ナトリウム利尿ペプチド前駆体N端フラグメント(NT-proBNP) 精密測定又はヒト心房性ナトリウム利尿ペプチド(HANP)精密測定を併せ て実施した場合は、併せて当該検査の実施目)を記載する。

\*110: ヒト脳性ナトリウム利尿ペプチド前駆体N端フラグメント (NTproBNP) 精密測定は、心不全の診断又は病態把握のために実施した場合 に月に1回に限り算定する。

1週間以内にヒト脳性ナトリウム利尿ペプチド(BNP)精密測定、ヒト脳 性ナトリウム利尿ペプチド前駆体N端フラグメント(NT-proBNP)精密測 定とヒト心房性ナトリウム利尿ペプチド(HANP)精密測定のうち2項目以 上をを併せて実施した場合、主たるもの1つに限り算定する。

本検査を実施した場合は、診療報酬明細書の摘要欄に本検査の実施日 (ヒト脳性ナトリウム利尿ペプチド(BNP)精密測定又はヒト心房性ナトリ ウム利尿ペプチド(HANP)精密測定を併せて実施した場合は、併せて当該 検査の実施日)を記載する。

- \*111: 抗グルタミン酸デカルボキシラーゼ(GAD)抗体価精密測定は、すでに 糖尿病の診断が確定した患者に対し、インスリン依存型糖尿病(IDDM)の 診断に用いた場合に算定できる。
- ヒト絨毛性ゴナドトロピン $\beta$  (HCG $\beta$ ) 分画は、HCG産生腫瘍患者に 対して測定した場合のみ算定できる。

ヒト絨毛性ゴナドトロピン $\beta$  ( $ext{HCG}eta$ ) 分画、 $\lceil 1 
floor$  のヒト絨毛性ゴナ ドトロピン(HCG)定性又はヒト絨毛性ゴナドトロピン定量(HCG定量) 精密測定を併せて実施した場合は、主たるもの1つに限り算定する。

- \*113: ヒト絨毛性ゴナドトロピン定量HCG定量精密測定は、HCG・LH検査 (試験管法)を含むものである。
- \*114: I型コラーゲン架橋Nテロペプチド(NTx)精密測定及び尿中デオキシピ リジノリン精密測定は、原発性副甲状腺機能亢進症の手術適応の決定、 副甲状腺機能亢進症手術後の治療効果判定又は骨粗鬆症の薬剤治療方針 の選択に際して実施された場合に算定する。

なお、骨粗鬆症の薬剤治療方針の選択時に1回、その後6月以内の薬剤 効果判定時に1回に限り、また薬剤治療方針を変更したときは変更後6月 以内に1回に限り算定できる。

- \*115: I型コラーゲン架橋Nテロペプチド(NTx)精密測定、オステオカルシン 精密測定又は尿中デオキシピリジノリン精密測定を併せて実施した場合 は、いずれか一つのみ算定する。
- \*116: オステオカルシン精密測定は、続発性副甲状腺機能亢進症の手術適応 の決定及び原発性又は続発性の副甲状腺機能亢進症による副甲状腺(上皮 小体) 腺腫過形成手術後の治療効果判定に際して実施した場合のみ算定 できる。
- \*117: 尿中 $\beta$ クロスラプス精密測定は、骨粗鬆症におけるホルモン補充療法 及びビスフォスフォネート療法等、骨吸収抑制能を有する薬物療法の治 療効果判定又は治療経過観察を行った場合に算定できる。ただし、治療 開始前においては1回、その後は6月以内に1回に限り算定できる。
- βクロスラブス精密測定は、骨粗鬆症におけるホルモン補充療法及び ビスフォスフォネート療法等、骨吸収抑制能を有する薬物療法の治療効 果判定又は治療経過観察を行った場合に算定できる。ただし、治療開始 前においては1回、その後は6月以内に1回に限り算定できる。

 $\mathbb{R}$ 中 $\beta$ クロスラプス精密測定と併せて実施した場合は、主たるものの み算定する。

\*119: 低カルボキシル化オステオカルシン (ucOC) 精密測定は、骨粗鬆症に おけるビタミンK剤の治療選択目的で行った場合又は治療経過観察を行 った場合に算定できる。ただし、治療開始前においては1回、その後は6 月以内に1回に限り算定できる。

- \*120: エストロジェン及びエストロジェン精密測定については、エストリオ ール(Ea)精密測定又はエストラジオール(Ea)精密測定と同時に実施した場 合は算定できない。
- \*121: 副甲状腺ホルモン関連蛋白C端フラグメント(CPTHrP)精密測定又は副 甲状腺ホルモン関連蛋白(PTHrP)精密測定は、高カルシウム血症の鑑別 並びに悪性腫瘍に伴う高カルシウム血症に対する治療効果の判定のため に測定した場合のみ算定する。
- \*122: 抗IA-2抗体精密測定は、すでに糖尿病の診断が確定し、かつ、抗グル タミン酸デカルボキシラーゼ (GAD) 抗体価精密測定の結果、陰性が確 認された30歳未満の患者に対し、インスリン依存型糖尿病(IDDM)の 診断に用いた場合に算定する。なお、当該検査を算定するにあたっては、 その理由及び医学的根拠を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。
- 慢性腎不全患者及びエリスロポエチン投与前の透析患者における腎性貧 血の診断のために行った場合に算定する。
- \*124:  $17 \alpha$ -ヒドロキシプロジェステロン精密測定は、先天性副腎皮質過形成 症の精密検査又は治療効果判定のため行った場合に算定する。
- ノルメタネフリン精密測定は、褐色細胞腫の診断又は術後の効果判定 のため行った場合に算定し、メタネフリン精密測定を併せて行った場合 **\*** 125 : は、主たるもののみ算定する。
- \*126: インスリン様成長因子結合蛋白3型(IGFBP3)精密測定は、成長ホルモ ン分泌不全症の診断と治療開始時の適応判定のために実施した場合に算 定できる。なお、成長ホルモン分泌不全症の診断については、厚生省間 脳下垂体隨害研究班「成長ホルモン分泌不全性低身長症診断の手引き」 を、治療開始時の適応判定については(財)成長科学協会「ヒト成長ホル モン治療開始時の適応基準 |を参照すること。

インスリン様成長因子結合蛋白3型(IGFBP3)精密測定をソマトメジンC 精密測定と併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。

- \*127: 尿中BTAは、膀胱癌であると既に確定診断がされた患者に対して、膀 胱癌再発の診断のために行い、当該検査の結果に基づいて計画的な治療 管理を行った場合に限り、B001 特定疾患治療管理料の「3」の悪性腫瘍 特異物質治療管理料「イ」を算定する。
- \*128: PSA精密測定は、診察、腫瘍マーカー以外の検査、画像診断等の結果 から、前立腺癌の患者であることを強く疑われる者に対して検査を行っ た場合に、前立腺癌の診断の確定又は転帰の決定までの間に原則として、 1回を限度として算定する。ただし、PSA精密測定の検査結果が 40ng/mL以上であって前立腺癌の確定診断がつかない場合においては、 3月に1回に限り、3回を上限として算定できる。

なお、当該検査を2回以上算定するに当たっては、検査値を診療報酬明 細書の摘要欄に記載すること。

\*129: 尿中NMP22精密測定は、尿沈渣顕微鏡検査により赤血球が認められ、 尿路上皮癌の患者であることが強く疑われる者に対して行った場合に限 り算定する。

> 尿中NMP22精密測定については、尿路上皮痛の診断が確定した後に行 った場合であっても、悪性腫瘍特異物質治療管理料は算定できない。

- \*130: CA125精密測定、CA130精密測定、CA602精密測定の2項目又は3項目 を併せて測定した場合には、主たるもの1つに限り算定する。
  - また、1つを区分番号「B001」特定疾患治療管理料の「3」悪性腫瘍特 異物質治療管理料の項目とし、他の1又は2つの検査を腫瘍マーカーの項目として算定することはできず、いずれか一方のみ算定する。
- I 型コラーゲンCテロペプチド精密測定、区分「D008」内分泌学的検査の「15」の I 型コラーゲン架橋N-テロペプチド (NTx) 精密測定又 **\*** 131 : は「18」の尿中デオキシピリジノリン精密測定は、乳癌、肺癌又は前立 腺癌であると既に確定診断された患者について骨転移の診断のために当 該検査を行い、当該検査の結果に基づいて計画的な治療管理を行った場 合に限り、区分「B001」特定疾患治療管理料の「3」悪性腫瘍異物治療 管理料の「ロ」を算定する。
- \*132: I型プロコラーゲン-Cプロペプチド精密測定は、前立腺癌であると既 に確定診断された患者に対して、骨転移の診断のために当該検査を行い、 当該検査の結果に基づいて計画的な治療管理を行った場合に限り、区分 「B001」特定疾患治療管理料の「3」悪性腫瘍異物治療管理料の「ロ」を 算定する。
- \*133: 血清中抗p53抗体測定は、食道癌、大腸癌又は乳癌が強く疑われる患 者に対して行った場合に月1回に限り算定できる。
- \*134: シアリルLe\*(CSLEX)抗原精密測定は、診療及び他の検査の結果から乳 癌の患者であることが強く疑われる者に対して検査を行った場合に算定 する。

シアリルLe\*(CSLEX)抗原精密測定とCA15-3精密測定を併せて測定した 場合は、主たるもののみ算定する。

- \*135: フリーFSA/トータルFSA比精密測定は、診療及び他の検査(FSA精密 測定等)の結果から前立腺癌の患者であることが強く疑われる者に対して 行った場合に限り算定する。
- \*136: サイトケラチン19フラグメント精密測定は、悪性腫瘍であることが既に確定診断された患者については、小細胞癌を除く肺癌の場合に限り、悪性腫瘍特異物質治療管理料を算定できる。
- \*137: ガストリン放出ペプチド前駆体(ProGRP)精密測定を神経特異エノラーゼ(NSD)精密測定と併せて実施した場合には、主たるもののみ算定する。
- \*138: 尿中遊離型フコースは酵素化学的測定法による。

尿中遊離型フコース、癌胎児性抗原(CEA)精密測定、DUPAN2精密測定のうち2項目又は3項目を併せて測定した場合は、主たるもの1つに限り算定する。

- \*139: 同一月内に AFPのレクチン反応性による分画比(AFPL)がを a フェトプロテイン(AFP)又はPIVKAII精密測定と併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。 AFPLがは、電気泳動法及び抗体親和性転写法又はI BA法による。
- \*140: 癌関連ガラクトース転移酵素(GAT)精密測定は、内膜症性嚢胞を有する患者又は内膜症性嚢胞が疑われる患者について、卵巣癌が凝われる場合のみ算定できる。
- \*141: 尿中ヒト絨毛性ゴナドトロピンβ分画コア定量(HCGβコア定量)精密 測定は、診療及び他の検査の結果から、子宮頸癌、子宮体癌又は卵巣癌 の患者であることが強く疑われる者に対して行った場合に算定する。
- \*142: 乳頭分泌液中CEA精密測定は、乳頭異常分泌患者に対して非腫瘤性乳 癌を強く疑って、乳頭分泌液中のCEAを測定した場合に算定する。
- \*143: 乳頭分泌液中HER2タンパク測定は、乳頭異常分泌患者に対して非腫瘤性乳癌を強く疑って、EIA法により、乳頭分泌液中のHER2タンパクを測定した場合に限り算定する。
- \*144: 血清中HER2タンパク測定は、乳癌であると既に確定診断され、かつ、 HER2タンパク過剰発現が認められている患者又は他の測定法により、 HER2タンパク過剰発現の有無が確認されていない再発乳癌患者に対して、EIA法により行い、当該検査の結果に基づいて計画的な治療管理を 行った場合に限り、区分番号B001特定疾患治療管理料の「3」悪性腫瘍 特異物質治療管理料の「ロ」を算定する。
- \*145: インターロイキン2受容体(IL-2R)精密測定は、非ホジキンリンパ腫、 ATLの診断の目的で測定した場合のみ算定できる。 また、非ホジキンリンパ腫又はATLであることが既に確定診断され

また、非ホジキンリンバ腫又はATLであることが既に確定診断された患者に対して、経過観察のために測定した場合は、区分番号B001特定疾患治療管理料の「3」悪性腫瘍特異物質治療管理料の「ロ」により算定する。

- \*146: 本区分に掲げる血液を検体とする検査と尿中遊離型フコース、尿中ヒト絨毛性ゴナドトロピンβ分画コア定量 (HCGβコア定量) 精密測定、乳頭分泌液中CEA精密測定又は「14」の乳頭分泌液中HER2タンパク測定を同一日に行った場合にも、適用する。
- \*147: チロシン測定は、酵素法による。
- \*148: 総分岐鎖アミノ酸/チロシンモル比は、酵素法による。
- \*149: 先天性代謝異常症検査は、臨床症状・検査所見・家族歴等から先天性 有機酸代謝異常症等が強く疑われた患者に対し、ガスクロマトグラフィ ー・マススペクトロメトリーを用いて診断を行った場合に算定する。
- \*150: Rh(その他の因子)血液型については、同一検体による検査の場合は因子の種類及び数にかかわらず、所定点数を算定する。
- \*151: 赤血球不規則抗体検査は、輸血歴又は妊娠歴のある患者に対し、胸部 手術、心・脈管手術、腹部手術又は子宮全摘術、子宮悪性腫瘍手術、子 宮附属器悪性腫瘍手術(両側、帝王切開術又は子宮外妊娠手術が行われ た場合に、手術の当日に算定する。

また、手術に際して輸血が行われた場合は、本検査又はK920 輸血の 「注6」に定める不規則抗体検査加算のいずれかを算定する。この場合、 診療報酬明細書の摘要欄に輸血歴又は妊娠歴がある旨を記載する。

- \*152: PAIgG (血小板関連IgG) は、特発性血小板減少性紫斑病の診断又は 経過判定の目的で行った場合に算定する。
- \*153: 梅毒脂質抗原使用検査は、従来の梅毒沈降反応(ガラス板法、VDRI法、 RPR法、凝集法等をいい、梅毒脂質抗原使用検査(定性)又は梅毒脂質抗 原使用検査(定量ごとに梅毒沈降反応を併せて2種類以上ずつ行った場合 でも、それぞれ主たるもののみ算定する。
- \*154: 迅速ウレアーゼ試験を含むヘリコバクター・ピロリ感染診断の保険診療上の取扱いについては「ヘリコバクター・ピロリ感染の診断及び治療に関する取扱いについて」(平成12年10月31日保険発第180号)に即して

行うこと。

- \*155: アデノウイルス抗原とロタウイルス抗原を同時に測定した場合にあっては、主たる検査の所定点数のみ算定する。
- \*156: ヘリコバクター・ピロリ抗体は、LA法、免疫クロマト法、金コロイド 免疫測定法又は日A法(簡易法)により実施した場合に算定する。

当該検査を含むヘリコバクター・ピロリ感染診断の保険診療上の取り 扱いについては「ヘリコバクター・ピロリ感染の診断及び治療に関する 取扱いについて」(平成12年10月31日保険発第180号に則して行うこと。

- \*157: ウイルス抗体価は、治療上必要な場合に行うものとし、次に掲げるものを当該検査の対象とする。
  - イ アデノウイルス
  - ロ コクサッキーウイルス
  - ハ サイトメガロウイルス
  - ニ EBウイルス
  - ホ エコーウイルス
  - へ ヘルペスウイルス
  - ト インフルエンザウイルス A型
  - チ インフルエンザウイルスB型
  - リ ムンプスウイルス
  - ヌ パラインフルエンザウイルス [型
  - ル パラインフルエンザウイルスⅡ型
  - ヲ パラインフルエンザウイルスⅢ型
  - ワ ポリオウイルス I型
  - カ ポリオウイルス Ⅱ型
  - ヨ ポリオウイルス Ⅲ型
  - タ RSウイルス
  - レ 風疹ウイルス
  - ソ 麻疹ウイルス
  - ツ 日本脳炎ウイルス
  - ネーム病クラミジア

ウイルス抗体価に当たって、同一検体について同一ウイルスに対する 複数の測定方法を行った場合であっても、所定点数のみを算定する。

単純ヘルペスウイルス及び水痘・帯状疱疹ウイルス抗体価を測定した場合はそれぞれ算定できる。

- \*158: 抗抗酸菌抗体価精密測定は、金コロイド免疫測定法又はEIA法により 実施した場合に算定する。
- \*159: 診療録等から非加熱血液凝固因子製剤の投与歴が明らかな者及び診療 録等が確認できないため血液凝固因子製剤の投与歴は不明であるが、昭 和53年から昭和63年の間に入院し、かつ次のいずれかに該当する者に対 して、HIV-1抗体価又はHIV-1.2抗体価を実施した場合は、HIV感染症を疑 わせる自他覚症状の有無に関わらずに所定点数を算定する。

ただし、保険医療機関において採血した検体の検査を保健所に委託した場合は、算定しない。

- ア 新生児出血症(新生児メレナ、ビタミン K欠乏症等)等の病気で 「血が止まりにくい」との指摘を受けた者
- イ 肝硬変や劇症肝炎で入院し、出血の著しかった者
- ウ 食道静脈瘤の破裂、消化器系疾患により大量の吐下血があった者 エ 大量に出血するような手術を受けた者(出産時の大量出血も含む)

なお、間質性肺炎等後天性免疫不全症候群の疾病と鑑別が難しい疾病が認められる場合やHIVの感染に関連しやすい性感染症が認められる場合でHIV感染症を疑わせる自他覚症状がある場合は、本検査を算定できる

- \*160: K920輪血料(「4」の自己血輪血を除く。以下この項において同じ。)を 算定した患者又は血漿成分製剤(新鮮液状血漿、新鮮凍結人血漿等)の輪 注を行った患者に対して、一連として行われた当該輪血又は輸注の最終 日から起算して、概ね2か月後にHIV-1抗体価又はHIV-12抗体価の測定が 行われた場合は、HIV感染症を疑わせる自他覚症状の有無に関わらず、 当該輪血又は輸注につき1回に限り、所定点数を算定できる。
- \*161: HIV-1,2抗体価は、EIA法、PA法又は免疫クロマト法による。
- \*162: A群 β溶連菌迅速試験とD018 細菌培養同定検査を同時に実施した場合 は、A群 β溶連菌迅速試験の所定点数のみを算定する。この場合におい て、A群 β溶連菌迅速試験の結果が酸性のため、引き続いて細菌培養同 定検査を実施した場合であっても、A群 β溶連菌迅速試験の所定点数の み算定する。
- \*163: インフルエンザウイルス抗原精密測定は、発症後48時間以内に実施した場合に限り算定することができる。

本検査とウイルス抗体価のインフルエンザウイルスA型若しくはインフルエンザウイルスB型又はノイラミニダーゼを併せて実施した場合は主たるもののみ算定する。

本検査は光学的抗原抗体反応(OIA法)により実施した場合にも算定できる。

- \*164: カンジダ抗原は、カンジダ血症又はカンジダ肺炎の診断の目的で行った場合に算定する。
- \*165: 糞便中へリコバクター・ピロリ抗原は、EIA法又は免疫クロマト法に

- より測定した場合に限り算定できる。
- \*166: RSウイルス抗原精密測定は、入院中の患者において当該ウイルス感染 症が疑われる場合に適用する。
- \*167: 大腸菌OI57 LPS抗原精密測定、大腸菌OI57 LPS抗体及び DOI8細菌培養同定検査の「2」の消化管からの検体によるもののうちいずれかを複数測定した場合は、主たるもののみ算定する。大腸菌OI57 LPS抗体はLA法による。
- \*168: ノイラミニダーゼは酵素反応法により、インフルエンザウイルス感染の診断を目的として発症後48時間以内に実施した場合に限り算定する。 ノイラミニダーゼとウイルス抗体価のインフルエンザウイルスA型若しくはインフルエンザウイルスB型又はインフルエンザウイルス抗原精密測定を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。
- \*169: Dアラビニトールは、カンジダ血症又はカンジダ肺炎の診断の目的で 行った場合に算定する。
- \*170: 抗クラミジア・ニューモニエ IgM抗体価精密測定をクラミジア・ニューモニエ IgG抗体価精密測定又はクラミジア・ニューモニエ IgA抗体価精密測定と併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。
- \*171: クラミジアトラコマチス抗原精密測定は、泌尿器、生殖器、結膜又は 鼻咽腔内からの検体によるものであり、当該検査に係る検体採取料は所 定点数に含まれる。

クラミジアトラコマチス抗原精密測定(結膜又は鼻咽腔内からの検体によるもの)は、封入体結膜炎若しくはトラコーマ又は乳児クラミジアトラコマチス肺炎の診断のために実施した場合に算定できる。

- \*172: アスベルギルス抗原はLA法又はELISA法により、侵襲性肺アスベルギルス症の診断のために実施した場合にのみ算定できる。
- \*173: 淋菌同定精密検査は、D018 細菌培養同定検査を同時に実施した場合は、 別に算定できない。
- \*174: 単純ヘルペスウイルス特異抗原は、ヘルペスウイルスの型別確認を行った場合に算定できる。
- \*175: 大腸菌抗原同定検査は、D018 細菌培養同定検査等により大腸菌が確認された後、血清抗体法により大腸菌のO抗原又はH抗原の同定を行った場合に、使用した血清の数、菌種等に関わらず算定する。この場合においてD018 細菌培養同定検査等の費用は別には算定できない。
- \*176: 尿中肺炎球菌荚膜抗原は、免疫クロマト法により実施した場合に限り 算定できる。
- \*177: 抗アニサキスIgG・A抗体価精密測定は、腸アニサキス症、肉芽腫を伴う慢性胃アニサキス症又はアニサキス異所迷入例(肺アニサキス症等における診断のために実施した場合のみ算定できる。
- \*178: レプトスピラ抗体価は、秋疫A、秋疫B、秋疫C、ワイル病、カニコーラのそれぞれについて算定する。
- \*179: グロブリンクラス別クラミジアトラコマチス抗体価精密測定は、クラミジアトラコマチス抗原検出不能又は検体採取の困難な疾患(骨盤内感染症、卵管炎、副睾丸炎、新生児・乳児肺炎等)の診断に際し、IgG抗体価又はIgA抗体価を測定した場合又は新生児・乳幼児肺炎の診断に際し、IgM抗体価を測定した場合に算定する。

IgG抗体価、IgA抗体価及びIgM抗体価のうち2項目以上を同時に測定した場合は、主たるもののみ算定する。

\*180: (1→3-β-Dグルカンは、発色合成基質法又は比濁時間分析法により、 深在性真菌感染症が疑われる患者に対する治療法の選択又は深在性真菌 感染症に対する治療効果の判定に使用した場合に算定する。

なお、本検査をカンジダ抗原、Dアラビニトール、アスペルギルス抗 原又はクリプトコックス・ネオフォルマンス抗原と併せて実施した場合 は、主たるもののみ算定する。

- \*181: サイトメガロウイルス抗体価精密測定をグロブリンクラス別ウイルス 抗体価精密測定と併せて行った場合は、主たるもののみを算定する。
- \*182: グロブリンクラス別ウイルス抗体価精密測定は、下記の項目のウイルスのIgG型ウイルス抗体価又はIgM型ウイルス抗体価を測定した場合に算定する。ただし、ヒトパルボウイルスB19は、紅斑が出現している妊婦について、このウイルスによる感染症が強く疑われ、IgM型ウイルス抗体価を測定した場合に算定する。
  - イ ヘルペスウイルス
  - ロ 風疹ウイルス
  - ハ サイトメガロウイルス
  - ニ EBウイルス
  - ホ 麻疹ウイルス
  - ヘ ムンプスウイルス
  - ト ヒトパルボウイルスB19
  - 同一ウイルスについてIgG型ウイルス抗体価及びIgM型ウイルス抗体価

- を測定した場合にあっては、いずれか一方の点数を算定する。 「11」のウイルス抗体価と併せて測定した場合にあっては、いずれか
- \*183: 尿中レジオネラ抗原は、症状や所見からレジオネラ症が凝われる患者 に対して、ELISA法により又は免疫クロマト法により実施した場合に限 り1回を限度として算定する。

一方の点数を算定する。

- \*184: HIV-I抗体価精密測定又はHIV-2抗体価精密測定は、スクリーニング検査としてのHIV-I抗体価又はHIV-I,2抗体価が陽性の場合の確認診断用の検査である。
- \*185: ダニ特異IgG抗体価は、減感作療法実施中の患者の場合に、必要な限度において算定できる。
- \*186: ワイルフェリックス反応は、菌株ごとにそれぞれ所定点数を算定する。
- \*187: 白血球中サイトメガロウイルスpp65抗原は免疫染色法により、骨髄移植後、臓器移植後、臍帯血移植後若しくは同種末梢血幹細胞移植後の患者又は HIV感染者に対して行った場合のみ算定できる。
- \*188: HTLV-抗体価精密測定(ウェスタンブロット法)は、HTLV-抗体価又は HTLV-抗体価精密測定によって陽性が確認された症例について、確定診 断の目的で行われた場合にのみ算定する。
- \*189: HIV抗原精密測定は、HIV感染者の経過観察又はHIV感染ハイリスク群が急性感染症状を呈した場合の確定診断に際して測定した場合に算定する。
- \*190: HBs抗原検査を免疫クロマト法にで行った場合は、D013 肝炎ウイルス 関連検査の「1」のHBs抗原により算定する。
- \*191: HCVコア蛋白質測定は、EIA法又はIRMA法による。
- \*192: HBc抗体価とIgM-HBc抗体価精密測定を同時に測定した場合は、一方 の所定点数を算定する。
- \*193: HA抗体価精密測定とIgMHA抗体価精密測定を同時に測定した場合は、一方の所定点数のみを算定する。
- \*194: HCV特異抗体価測定による群別判定は、EIA法により、C型肝炎の診断が確定した患者に対して、C型肝炎の治療法の選択の目的で実施した場合に、患者1人につき1回に限り算定できる。
- \*195: B型肝炎ウイルスコア関連抗原 (HBcrAg) は、B型肝炎ウイルス感染の診断の補助及び治療効果の判定の目的で、血清又は血漿中のB型肝炎ウイルスコア関連抗原 (HBcrAg) を測定した場合に1月に1回に限り算定する。なお、区分番号D023微生物核酸同定・定量検査の「3」のHBV核酸定量検査又は「5」のDNAポリメラーゼを同時に測定した場合は、主たるもののみ算定する。
- \*196: リウマトイド因子、抗ガラクトース欠損IgG抗体価、マトリックスメタロプロテイナーゼ-3 (MMP3) 精密測定、Clq結合免疫複合体精密測定、モノクローナルRF結合免疫複合体精密測定、IgC型リウマチ因子精密測定及びC3I結合免疫複合体精密測定のうち3項目以上を併せて実施した場合には、主たるもの2つに限り算定する。
- \*197: 甲状腺自己抗体検査は、サイログロブリン抗体の検出及びマイクロゾーム抗体の検出を含む。
- \*198: 抗ガラクトース欠損IgG抗体価は、ECLIA法又はレクチン酵素免疫測 定法による。なお、リウマトイド因子を併せて実施した場合は、主たる もののみ算定する。
- \*199: 抗甲状腺ベルオキシダーゼ抗体を、甲状腺自己抗体検査(マイクロゾーム抗体の場合に限る。)又は甲状腺自己抗体精密測定(マイクロゾーム抗体の場合に限る。)と併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。
- \*200: 抗セントロメア抗体精密測定は、原発性胆汁性肝硬変又は強皮症の診断又は治療方針の決定を目的に用いた場合のみ算定できる。
- \*201: 抗シトルリン化ペプチド抗体精密測定は、関節リウマチと確定診断できない者に対して診断の補助として検査を行った場合に、原則として1回を限度として算定できる。ただし、当該検査結果が陰性の場合においては、3月に1回に限り算定できる。なお、当該検査を2回以上算定するに当たっては、検査値を診療報酬明細書の摘要欄に記載する。

抗シトルリン化ペプチド抗体精密測定、抗ガラクトース欠損IgG抗体価、マトリックスメタロプロテイナーゼー3 (MMP3) 精密測定、C1c結合免疫複合体精密測定、モノクローナルRF結合免疫複合体精密測定、IgG型リウマチ因子精密測定及びC3d結合免疫複合体精密測定のうち2項目以上を併せて実施した場合には、主たるもの1つに限り算定する。

\*202: 抗LKM-1抗体精密測定は、ウイルス肝炎、アルコール性肝障害及び薬 剤性肝障害のいずれでもないことが確認され、かつ、抗核抗体陰性の自 己免疫性肝炎が強く疑われる患者を対象として測定した場合のみ算定で きる。

本検査を実施した場合は、診療報酬明細書の摘要欄に抗核抗体陰性である旨を記載すること。

- \*203: 抗カルジオリピン抗体精密測定と抗カルジオリピン  $\beta$ 。グリコプロテインI(抗 $CL\beta$ 。GPI)複合体抗体を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。
- \*204: TSHレセプター抗体精密測定とTSH刺激性レセプター抗体(TSAb)精密 測定を同時に行った場合は、いずれか一方のみ算定する。
- \*205: 血清中抗デスモグレイン3抗体は、ELISA法により、天疱瘡の鑑別診断 又は経過観察中の治療効果判定を目的として測定した場合に算定できる。 なお、鑑別診断目的の対象患者は、厚生省特定疾患調査研究事業稀少難 治性疾患に関する調査研究班による「天疱瘡診断基準」により、天疱瘡 が強く疑われる患者とする。

尋常性天疱瘡の患者に対し、経過観察中の治療効果判定の目的で、本 検査と血清中抗デスモグレイン1抗体を併せて測定した場合は、主たるも ののみ算定する。

- \*206: 血清中抗BPI80NC16a抗体は、ELISA法により、水疱性類天疱瘡の鑑別診断又は経過観察中の治療効果判定を目的として測定した場合に算定できる。
- \*207: ループスアンチコアグラントは希釈ラッセル蛇毒試験法又はリン脂質 中和法により、抗リン脂質抗体症候群の診断を目的として行った場合に 限り算定する。
- \*208: 抗好中球細胞質ミエロベルオキシダーゼ抗体(MPOANCA)はELISA法 により、急速進行性糸球体腎炎の診断又は経過観察のために測定した場 合に算定する。
- \*209: 抗糸球体基底膜抗体精密測定は、抗糸球体基底膜抗体腎炎及びグッド パスチャー症候群の診断又は治療方針の決定を目的として行った場合に 限り算定する。
- \*210: 血清中抗デスモグレイン1抗体は、ELISA法により、天疱瘡の鑑別診断 又は経過観察中の治療効果判定を目的として測定した場合に算定できる。 なお、鑑別診断目的の対象患者は、厚生省特定疾患調査研究事業稀少難 治性疾患に関する調査研究班による「天疱瘡診断基準」により、天疱瘡 が強く疑われる患者とする。落葉状天疱瘡の患者に対し、経過観察中の 治療効果判定の目的で、本検査と血清中抗デスモグレイン3抗体を併せて 測定した場合は、主たるもののみ算定する。
- \*211: 抗GMIIgG抗体は、ELISA法により、進行性筋力低下又は深部腱反射 低下等のギラン・バレー症候群が疑われる所見が見られる場合において、 診断時に1回に限り算定でき、経過観察時は算定できない。
- \*212: 抗GQlbIgG抗体は、ELISA法により、眼筋麻痺又は小脳性運動失調等のフィッシャー症候群が疑われる場合において、診断時に1回に限り算定でき、経過観察時は算定できない。
- \*213: 抗アセチルコリンレセプター抗体価は、重症筋無力症の患者について 行った場合のみ算定できる。
- \*214: グルタミン受容体自己抗体は、ラスムッセン脳炎、小児の慢性進行性 持続性部分でんかん又はオブソクローヌス・ミオクローヌス症候群の診 断の補助として行った場合に、1月に1回に限り算定できる。
- \*215: 免疫グロブリンは、IgG、IgA、IgM及 $\mho IgD$ を測定した場合に、それぞれ所定点数を算定する。
- \*216: 血清アミロイドA(SAA)蛋白精密測定を本区分「1」のC反応性蛋白 (CRP)定性、又はC反応性蛋白(CRP)定量と併せて測定した場合は、主た るもののみ算定する。
- \*217: 補体蛋白(C<sub>\*</sub>)測定、補体蛋白(C<sub>)</sub>測定及びトランスフェリンは、SRID法 又は通則に掲げる精密測定による。
- \*218: アレルゲン刺激性遊離ヒスタミン (HRT)測定は細胞反応測定法により 実施され、特異的IgEと同時に行った場合であっても、特異抗原の種類 ごとに所定点数を算定し、1430点を限度として算定する。
- \*219: 血中APRスコアは、a.・酸性糖蛋白、ハプトグロビン及びCRPの3つの 検査を併せて実施した場合に算定する。
- \*220: アトピー鑑別試験は、12種類の吸入性アレルゲン(ヤケヒョウヒダニ、コナヒョウヒダニ、ネコ皮屑、イヌ皮屑、ギョウギシバ、カモガヤ、ブタクサ、ヨモギ、シラカンバ(属)、スギ、カンジダ、アルテルナリア)に対する特異的IgEを測定した場合に算定する。
- \*221: 頸管膣分泌液中癌胎児性フィブロネクチンは、破水の診断のために妊娠満22週以上満37週未満の者を対象として測定した場合又は切迫早産のために妊娠満22週以上満33週未満の者を対象として測定した場合のみ算定する。

- \*222: 免疫電気泳動法によってIgA、IgM及びIgGを同時に測定した場合は、 1回の検査として「21」の免疫電気泳動法により算定する。
- \*223: 免疫グロブリンL鎖 κ/λ比はネフェロメトリー法により、高免疫グロブリン血症の鑑別のために測定した場合に算定できる。免疫グロブリン L鎖 κ/λ比と免疫電気泳動法を同時に実施した場合は、主たるもののみ 算定する。
- \*224: 結核菌特異蛋白刺激性遊離インターフェロン-y測定は、診察又は画像 診断等により結核感染が強く疑われる患者を対象として測定した場合の み算定できる。ただし、区分D023微生物核酸同定・定量検査の「9」の 結核菌群核酸増幅同定検査を併せて実施した場合は、主たるもののみ算 定する。
- \*225: 顆粒球スクリーニング検査は、白血球墨粒貪食試験、NBT還元能検査をいい、検査方法にかかわらず、一連として算定する。
- \*226: 顆粒球機能検査は、化学遊走物質、細菌、光化学反応を用いた検査をいい、検査方法にかかわらず、一連として算定する。
- \*227: モノクローナル抗体法によるT細胞サブセット検査は、免疫不全の診 断目的に行う検査をいい、検査方法にかかわらず、一連として算定する。
- \*228: フローサイトメトリーのTwocolor分析法による赤血球検査は、発作性 夜間血色素尿症(PHN)の鑑別診断のため、2種類のモノクローナル抗体を 用いた場合に算定できる。
- \*229: リンパ球幼若化検査(一連につき)は、Con-A又はPHAによるものである。 なお、薬疹について実施する場合においても算定できる。
- \*230: 排泄物、渗出物又は分泌物の細菌顕微鏡検査は、尿、糞便、喀痰、穿 刺液、胃液、十二指腸液、胆汁、膿、眼分泌液、鼻腔液、咽喉液、口腔 液、その他の滲出物等について細菌、原虫等の検査を行った場合に該当 する。

染色の有無及び方法の如何にかかわらず、また、これら各種の方法を2 以上用いた場合であっても、1回として算定する。

\*231: 細菌培養同定検査は、抗酸菌を除く一般細菌、真菌、原虫等を対象として培養を行い、同定検査を行うことを原則とする。

同定検査を予定して培養したものであれば、菌が陰性の場合であっても「1」から「4」までの項により算定するが、あらかじめ培養により菌の有無のみを検索する場合は、検体の種類にかかわらず、「5」の簡易培養検査により算定する。

細菌培養同定検査は、検体ごとに「1」から「4」までの所定点数を算定できるが、同一検体を用いて簡易培養検査を併せて行った場合は、「5」の簡易培養検査は算定できない。

症状等から同一起因菌によると判断される場合であって、当該起因菌を検索する目的で異なった部位から、又は同一部位の数か所から検体を採取した場合は、主たる部位又は1部位のみの所定点数を算定する。

各検体別の所定点数には、定量培養を行った場合を含む。

[2] における穿刺液とは、胸水、腹水、髄液及び関節液をいい、「4」の「その他の部位からの検体」とは、「1」から「3」までに掲げる部位に含まれないすべての部位からの検体をいい、例えば、皮下からの検体をいう。簡易培養検査は、DipSlide法、簡易培地等を用いて簡単な培養を行うものである。

ウロトレース、ウログロックスペーパー等の尿中細菌検査用試験紙による検査は、D000 尿中一般物質定性半定量検査に含まれるものであり、別に算定できない。

- \*232: 簡易培養検査は、DipSlide法、簡易培地等を用いて簡単な培養を行うものである。
  - ウロトレース、ウリグロックスペーパー等の尿中細菌検査用試験紙に よる検査は、区分番号 D000尿中一般物質定性半定量検査に含まれるもの であり、別に算定できない。

嫌気性培養のみを行った場合は、「1」から「5」の所定点数のみ算定し、 「注」の加算は算定できない。

- (注) 1から5については、同一検体について一般培養と併せて嫌気性培養を行った場合は、70点(←65点)を加算する。
- \*233: 細菌薬剤感受性検査は、結果として菌が検出できず実施できなかった 場合においては算定しない。
- \*234: 酵母様真菌薬剤感受性検査は、深在性真菌症(カンジダ、クリプトコックスに限る。)であり、原因菌が分離できた患者に対して行った場合に限り算定する。
- \*235: 抗酸菌分離培養検査は、検体の採取部位が異なる場合であっても、同時に又は一連として検体を採取した場合は、1回のみ所定点数を算定する。 抗酸菌分離培養検査1は、液体培地を用いて培養を行い、酸素感受性蛍光センサー、二酸化炭素センサー又は酸化還元呈色色素を用いて検出を行った場合に算定する。

抗酸菌分離培養検査2は、抗酸菌分離培養検査1に掲げるもの以外について算定する。

\*236: 抗酸菌同定検査は、検査方法、培地数にかかわらず、1回のみ所定点数

を算定する。

\*237: 抗酸菌薬剤感受性検査は、直接法、間接法等の方法及び培地数にかかわらず、感受性検査を行った薬剤の種類により算定する。混合薬剤耐性 検査においても、使われた薬剤の種類により算定する。

\*239: 淋菌核酸同定検査、区分番号 DOI 2感染症免疫学的検査の「21」の淋菌 同定精密検査又は区分番号 DOI 8細菌培養同定検査を併せて実施した場合 は、主なもののみ算定する。

淋菌核酸同定検査は、DNAプローブ法、LCR法による増幅とEIA法による検出を組み合わせた方法、PCR法による増幅と核酸ハイブリダイゼーション法による検出を組み合わせた方法又はSDA法による。淋菌核酸同定検査は、泌尿器、生殖器又は咽頭からの検体によるものである。ただし、男子尿を含み、女子尿を含まない。なお、SDA法においては咽頭からの検体も算定できる。

\*240: クラミジアトラコマチス核酸同定検査とD012の「20」のクラミジアトラコマチス抗原精密測定を併用した場合は、主なもののみ算定する。クラミジアトラコマチス核酸同定検査は、PCR法、LCR法又はSDA法による

クラミジアトラコマチス核酸同定検査は、泌尿器、生殖器又は咽頭からの検体によるものである。なお、SDA法においては咽頭からの検体も算定できる。

\*241: HBV核酸定量検査は、分岐DNAプローブ法、TMA法又はPCR法による。

\*242: 淋菌及びクラミジアトラコマチス同時核酸増幅同定精密検査は、クラミジア・トラコマチス感染症若しくは淋菌感染症が疑われる患者又はクラミジア・トラコマチスと淋菌による重複感染が疑われる患者であって、臨床所見、問診又はその他の検査によっては感染因子の鑑別が困難なものに対して治療法選択のために実施した場合及びクラミジア・トラコマチスと淋菌の重複感染者に対して治療効果判定に実施した場合に算定できる。ただし、区分番号DO12 感染症免疫学的検査の「21」の淋菌同定精密検査、同区分「20」のクラミジアトラコマチス抗原精密測定、本区分「21 の淋菌核酸同定精密検査又はクラミジアトラコマチス抗原精密測定、本区分「21 の淋菌核酸同定精密検査又はクラミジアトラコマチス抗療情密機同定精密検査を併せて実施した場合は、またるもののみ算定する。

淋菌及びクラミジアトラコマチス同時核酸増幅同定検査は、TMA法による同時増幅法とHPA法及びDKA法による同時検出法、FCR法による同時増幅法及び核酸ハイブリダイゼーション法又はSDA法による。淋菌及びクラミジアトラコマチス同時核酸増幅同定精密検査は、泌尿器又は生殖器からの検体によるものである。ただし、男子尿は含み、女子尿は含まない。

なお、SDA法においては咽頭からの検体も算定できる。

\*243: HCV核酸同定検査はPCR法又はTMA法により、C型肝炎の治療方法の 選択及び治療経過の観察に用いた場合にのみ算定できる。

治療方法の選択の場合においては、抗体陽性であり、かつ、HCV核酸 定量検査で検出限界を下回る者について実施した場合に算定できるもの とし、治療経過の観察の場合においては、本検査とHCV核酸定量検査を 併せて実施した場合には、いずれか一方に限り算定する。

- \*244: 抗酸歯群核酸同定精密検査は、結核患者の退院の可否を判断する目的で、患者の病状を踏まえ類回に行われる場合においても算定できる。
- \*245: 結核菌群核酸増幅同定検査は、核酸増幅と液相ハイブリダイゼーション法による検出又はLCR法による核酸増幅とEIA法による検出を組み合わせた方法による。

なお、結核患者の退院の可否を判断する目的で、患者の病状を踏まえ 類回に行われる場合においても算定できる。

\*246: マイコバクテリウムアビウム・イントラセルラー核酸同定精密検査は、 他の検査により結核菌が陰性であることが確認された場合のみに算定で きる。

DO21 抗酸菌同定検査が併せて実施された場合にあっては、主なもののみ算定する。

\*247: HCV核酸定量検査は分岐DNAプローブ法又はPCR法により、C型肝炎の治療法の選択及び治療経過の観察に用いた場合にのみ算定できる。

治療経過の観察の場合において、HCV核酸定量検査とHCV核酸同定検査を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。

\*248: 血清中のHBVブレコア変異及びコアプロモーター変異遺伝子同定検査 は、下記(イ)又は(ウ)に掲げる患者に対し、PCR法により測定した場合に限り算定できる。

イ. B型急性肝炎患者に対しては、劇症肝炎が疑われる場合に限り、患者1人につき1回算定できる。

ウ. B型慢性肝炎患者に対しては、経過観察中にALT異常値などにより 肝炎増悪が疑われ、かつ、抗ウイルス薬等のB型肝炎治療薬の投与対象 患者の選択のために行われた場合に限り算定できる。なお、本検査実施 以降は、D013 肝炎ウイルス関連検査のうちB型肝炎に関する検査にだ し抗ウイルス薬等のB型肝炎治療薬の治療効果判定に用いる検査は除 く。)は、算定できない。

\*249: ブドウ球菌メチシリン耐性遺伝子同定検査は、ED-PCR法又はPCR法

により、血液培養により黄色ブドウ球菌が検出された患者を対象として 測定した場合又は免疫不全状態であって、MRSA感染症が強く疑われる 患者を対象として測定した場合のみ算定できる。

\*250: SARSコロナウイルス核酸増幅検査は、LAMP法により測定した場合に限り算定できる。SARSコロナウイルス核酸増幅検査は、糞便又は鼻腔咽頭拭い液からの検体によるものである。

本検査は、「感染症法に基づく医師から都道府県等への届出のための基準の改正について」(平成15年11月5日健感発第1105006号)による臨床的特徴、届出基準によりSAIS感染症の患者であることが強く疑われる者に対して行った場合に、診断の確定までの間に1回を限度として算定する。ただし、発症後10日以内に他疾患であるとの診断がつかない場合は、さらに1回に限り算定できる。

\*251: ハイブリダイゼーション法を組み合わせた方法により、HIV感染者の 経過観察に用いた場合又はD012の「15」のHIV-I抗体価又はHIV-12抗体 価が陽性の場合の確認診断に用いた場合にのみ算定する。

HIV-1核酸定量検査と区分番号 D 012 免疫血清学的検査の「28」のHIV-1抗体価精密測定を併せて実施した場合は、それぞれを算定することができる。

\*252: 結核菌群リファンピシン耐性遺伝子同定検査は、同時に結核菌を同定 した場合に限り算定する。

結核菌群リファンピシン耐性遺伝子同定検査は、結核菌核酸同定精密 検査又は結核菌核酸増幅同定検査を併用した場合は、主たるもののみ算 定する。

- \*253: HIV-ジェノタイプ薬剤耐性検査は、抗HIV治療の選択及び再選択の目的で行った場合に、3月に1回を限度として算定できる。
- \*254: 黄色ブドウ球菌ベニシリン結合蛋白2(PBP2)は、LA法により実施した 場合に算定する。

血液培養により黄色ブドウ球菌が検出された患者を対象として測定した場合又は免疫不全状態であって、MRSA感染症が強く疑われる患者を対象として測定した場合のみ算定できる。

黄色ブドウ球菌ペニシリン結合蛋白2(PBP2)と D023 微生物核酸同定・定量検査の「9」のブドウ球菌メチシリン耐性遺伝子同定検査を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。

- \*255: 尿素呼気試験を含むヘリコバクター・ピロリ感染診断の保険診療上の 取扱いについては「ヘリコバクター・ピロリ感染の診断及び治療に関す る取扱いについて」(平成12年10月31日保険発第180号)に即して行うこ と。
- \*256: 腸炎ビブリオ菌耐熱性溶血毒(TDH)検査は、ELISA法によるものであり、D018 細菌培養同定検査によって、腸炎ビブリオ菌が確認された場合のみ算定できる。
- \*257: 大腸菌ベロトキシン検出検査は、大腸菌の抗原同定検査の結果より病 原性大腸菌が凝われる患者に対して行った場合に算定する。

大腸菌ペロトキシン検出検査のうち、細菌培養を行うことなく糞便から直接検出する方法であってELISA法によるものについては、臨床症状や流行状況から腸管出血性大腸菌感染症が強く凝われる場合に限り、大腸菌の抗原同定検査を踏まえることなく行った場合にも算定できる。

- \*258: 従前、細菌動物検査、妊娠動物検査、トキソプラズマ症におけるマウス使用検査等動物を用いて行う検査として認められていたものについては、本点数より算定する。
- \*259: 基本的検体検査実施料は、特定機能病院である保険医療機関の入院医療において通常行われる基本的な検査について、請求の簡素化の観点から包括化して入院日数に応じた請求方法を導入したものである。

基本的検体検査実施料に含まれない検査を行った場合は、別途当該検査に係る所定点数を算定でき、当該検査が基本的検体検査判断料の対象に含まれないものであるときは、当該検査に係る検体検査判断料も併せて別途算定できる。

入院日数については、入院の都度当該入院の初日から起算し、また、 退院日も算定対象とする。

外泊期間中は、入院日数に含まれない。

療養病棟、結核病棟若しくは精神病棟に入院している患者及び第1章第2部第2節に規定する田V感染者療養環境特別加算若しくは重症者等療養環境特別加算者とは可能第3節検査に規定する特定入院料を算定している患者については、基本的検体検査実施料は別に算定しないが、入院日数は入院の初日から数える。

各区分の検体検査判断料については、その区分に属する検体検査の種類及び回数にかかわらず、月1回に限り、初回検査の実施日に算定する。

実施した検査が属する区分が2以上にわたる場合は、該当する区分の判断料を合算した点数を算定できる。

同一月内において、同一患者に対して、入院及び外来の両方又は入院 中に複数の診療科において検体検査を実施した場合においても、同一区 分の判断料は、入院・外来又は診療科の別にかかわらず、月1回に限る。 上記の規定にかかわらず、区分番号「D000」尿中一般物質定性半定量検査を実施した場合は、当該検査に係る検体検査判断料は算定しない。区分番号「B001」特定疾患治療管理料の「15」の慢性維持透析患者外来医学管理料又は区分番号「D025」基本的検検検査実施料を算定した月と同一月に検体検査を行った場合は、それぞれの区分に包括されている検体検査に係る判断料は別に算定できない。

注3に規定する検体検査管理加算(I)は入院中の患者及び入院中の患者 以外の患者に対し、検体検査管理加算(II)及び検体検査管理加算(II)は入 院中の患者に対して、検体検査を実施し検体検査判断料のいずれかを算 定した場合に、患者1人につき月1回に限り加算するものであり、検体検 査判断料を算定しない場合に本加算は算定できない。また、区分番号 「DOZT」基本的検体検査判断料の注2に掲げる加算を算定した場合には、 本加算は算定できない。

入院中の患者について注3に規定する検体検査管理加算(Ⅱ)又は検体検査管理加算(Ⅲ)を算定している保険医療機関であっても、入院中の患者以外の患者について検体検査管理加算(Ⅰ)を算定することができる。 注4に規定する遺伝カウンセリング加算は、臨床遺伝学に関する十分な知識を有する医師が、区分番号「D0064」遺伝病学的検査を実施し、患者又はその家族に対し当該検査の結果に基づいて療養上の指導を行った場合に算定する。 なお、遺伝カウンセリングの実施に当たっては、厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」(平成16年12月)及び関係学会による「遺伝学的検査に関するガイドライン」(平成15年8月)を遵守すること。

\*261: 基本的検体検査判断料は、特定機能病院である保険医療機関の入院医療において通常行われる基本的な検査について、請求の簡素化の観点から、月1回の包括的な判断料を設定したものである。

基本的検体検査実施料に含まれない検査を行った場合は、当該検査が 基本的検体検査判断料の対象に含まれないものであるときは、当該検査 に係る検体検査判断料も併せて別途算定できる。

療養病棟、結核病棟若しくは精神病棟に入院している患者及び第1章第2部第2節に規定する田V感染者療養環境特別加算若しくは重症者等療養環境特別加算を算定している患者については、基本的検体検査判断料は、別に算定しない。

1月を通じて、基本的検体検査実施料に包括されている検査項目のいずれも行われなかった場合は、当該月は本判断料は請求できない。

特定機能病院において、(3)に掲げる場合以外で基本的検体検査判断料を算定すべき場合は、尿・糞便等検査判断料、血液学的検査判断料、生化学的検査・判断料、免疫学的検査判断料及び微生物学的検査判断料を算定することはできず、本判断料を算定するものとする。

- \*262: 病理組織標本作製について、次に掲げるものは、各区分ごとに1臓器として算定する。
  - ア 気管支及び肺臓
  - イ 食道
  - ウ胃及び十二指腸
  - 工 小腸
  - 才 盲腸
  - カ 上行結腸、横行結腸及び下行結腸
  - キ S状結腸
  - ク 直腸
  - ケ 子宮体部及び子宮頸部

病理組織標本作製において、1臓器から多数のブロック、標本等を作製した場合であっても、1臓器の標本作製として算定する。

病理組織標本作製において、悪性腫瘍がある臓器又はその疑いがある 臓器から多数のブロックを作製し、又は連続切片標本を作製した場合で あっても、所定点数のみ算定する。

当該標本作製をヘリコバクター・ピロリ感染診断を目的に行う場合の 保険診療上の取扱いについては、「ヘリコバクター・ピロリ感染の診断及 び治療に関する取扱いについて」(平成12年10月31日保険発第180号)に 即して行うこと。

\*263: 電子顕微鏡病理組織標本作製は、甲状腺腫を除く内分泌臓器の機能性腫瘍、異所性ホルモン産生腫瘍、軟部組織悪性腫瘍、ゴーシェ病等の脂質蓄積症。多糖体蓄積症、慢性腎不全等に対する生検及び心筋症に対する心筋生検の場合において、電子顕微鏡による病理診断のための病理組織機能なを観した場合にできる。

織標本を作製した場合に算定できる。 電子顕微鏡病理組織標本作製、区分番号「NOOO」病理組織標本作製、区分番号DOO2 免疫染色 (免疫抗体法) 病理組織標本作製のうち、いずれを算定した場合であっても、他の2つの項目を合わせて算定することができる。

- \*264: 免疫染色(免疫抗体法)病理組織標本作製は、病理組織標本を作製するにあたり免疫染色を行った場合に、方法(蛍光抗体法又は酵素抗体法)又は試薬の種類にかかわらず、1臓器につき1回のみ算定する。
- \*265: 免疫染色(免疫抗体法)病理組織標本作製、区分番号「N000」病理組織標本作製又は区分番号N001電子顕微鏡病理組織標本作製のうち、いずれを算定した場合であっても、他の2つの項目を合わせて算定することができる。
- \*266: エストロジェンレセプターの免疫染色とロジェステロンレセプターの 免疫染色を同一月に実施した場合は、いずれかの主たる病理組織標本作 製の所定点数及び注に規定する加算のみを算定する。

- \*267: HER2タンパクは、半定量検査又はEIA法 (酵素免疫測定法) による検査を行った場合に限り算定する。
- \*268: 術中迅速病理組織標本作製は、手術の途中において迅速凍結切片等に よる標本作製と検鏡を完了した場合において、1手術につき1回算定する。 なお、摘出した臓器について、術後に再確認のため精密な病理組織標 本作製を行った場合は、区分番号 N000病理組織標本作製の所定点数を別 に算定する。

テレバソロジーによる術中迅速病理組織標本作製を行った場合は、送信側の保険医療機関において術中迅速病理組織標本作製及び区分番号 N006病理診断料を算定できる。受信側の保険医療機関における診断等に係る費用は、受信側、送信側の医療機関間における相互の合議に委ねるものとする。

- \*269: 膣脂膏顕微鏡検査及び当該検査を準用する胃液、腹腔穿刺液等の癌細胞検査及び眼科プロヴァツェク小体検査は、細胞診検査により算定する。 同一又は近接した部位より同時に数検体を採取して検査を行った場合であっても、1回として算定する。
- \*270: HER2遺伝子標本作製は、乳癌の術後の患者又は乳癌の転移が確認された乳癌患者に対して、抗HER2とト化モノクローナル抗体抗悪性腫瘍剤の投与の適応を判断することを目的として、FISH法により遺伝子増幅標本作製を行った場合に、当該抗悪性腫瘍剤の投与方針の決定までの間に1回を限度として算定する。

なお、本標本作製と区分番号「N002」免疫染色(免疫抗体法)病理組織標本作製の「3」を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。

\*271: 病理診断料を算定できる保険医療機関は、病理診断を専ら担当する医師が勤務する病院でなければならないが、年間の割検数・生検数が十分にあること、割検室等の設備や必要な機器等を備えていること、病理部門の要員を備えていること等を満たしている程度の保険医療機関であることが望ましい。

当該保険医療機関以外に勤務する病理診断を行う医師が、当該保険医療機関に出向いて病理診断を行った場合等、当該保険医療機関における 勤務の実態がない場合においては、病理診断料は算定できない。

当該保険医療機関以外の医療機関(衛生検査所等を含む。)で作製した 病理標本につき診断のみを行った場合には、月1回に限り所定点数を算定 する。

なお、患者が当該傷病につき当該保険医療機関を受診していない場合 (テレバソロジーによる術中迅速病理組織標本作製を行う場合を除く。) においては、廃養の給付の対象とならない。病理診断料が含まれない入 院料を算定する病棟に入院中の患者に対して、病理診断料を算定する場 付は、同一月内に当該患者分病理診断料が含まれる入院料を算定する病 棟に転棟した場合であっても、当該病理診断料を請求することができる。

- \*272: 病理判断料が含まれない入院料を算定する病棟に入院中の患者に対して、病理判断料を算定した場合は、同一月内に当該患者が病理判断料が含まれる入院料を算定する病棟に転棟した場合であっても、当該病理判断料を請求することができる。
- \*273: 骨塩定量検査は、骨粗鬆症の診断及びその経過観察の際のみ算定できる。ただし、4月に1回を限度とする。

「MD法、SEXA法等」の方法にはDEXA法(Dual Energy X-RayAbsorptiometry)、単一光子吸収法(SPA: Single Photon Absorptiometry)、二重光子吸収法(DPA: Dual Photon Absorptiometry)、MD法(Microden sitometryによる骨塩定量法)、DIP法(Digital Image Processing)、SEXA法(Single Energy X-Ray Absorptiometry)、単色X線光子を利用した骨塩定量装置による測定及びpQCT(peripheral Quantitative Computed Tomography)による測定がある。

MD法による骨塩定量検査を行うことを目的として撮影したフィルムを用いて画像診断を併施する場合は、「2」の「MD法、SEXA法等」の所定点数又は画像診断の手技料(E 001 写真診断及び E 002 撮影)の所定点数のいずれか一方により算定する。ただし、E 400 フィルムの費用は、いずれの場合でも、手技料とは別に算定できる。